

産業建設常任委員会記録

令和5年3月14日

【開催日】 令和5年3月14日（火）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後3時22分

【出席委員】

委員長	藤岡修美	副委員長	中岡英二
委員	恒松恵子	委員	中島好人
委員	中村博行	委員	森山喜久
委員	矢田松夫		

【欠席委員】

なし

【執行部出席者】

副市長	古川博三	経済部長	辻村征宏
公営競技事務所長	桶谷一博	公営競技事務所次長	木村清次郎
公営競技事務所主幹	大下賢二	公営競技事務所主任	久保英彦
建設部長兼大学推進室長	大谷剛士	建設部次長兼都市計画課長	高橋雅彦
都市計画課主査兼都市整備係長	藤本英樹	都市計画課都市整備係主任技師	一力大地
下水道課長	泉本憲之	下水道課課長補佐兼計画係長	熊川整
下水道課主査兼管理係長	中村扶実子	下水道課主査	小路弘史
下水道課管理係主任	岡村厚志	建築住宅課長	臼井謙治
建築住宅課課長補佐	石橋啓介	建築住宅課住宅管理係主任主事	壹岐隆三郎
建築住宅課建築係長	山本雅之	監理室主査兼検査係長	石田佳之
水道事業管理者	今本史郎	水道局副局長兼総務課長	伊藤清貴
水道局次長兼浄水課長	西山洋治	水道局次長兼施設維持課長	伊東修一
水道局総務課課長補佐兼総務係長	久坂亮治	水道局総務課主査兼総務班長	渡邊亮治
水道局業務課長	飯田栄二	水道局業務課主幹	岡秀昭
水道局工事管理課長	江本浩章	水道局工事管理課主幹	平野宏明

【事務局出席者】

局長	河口修司	主査兼議事係長	中村潤之介
----	------	---------	-------

【審査内容】

- 1 議案第14号 令和5年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算
について (公営)
- 2 議案第10号 令和5年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について
(都市)
- 3 議案第25号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定
について (都市)
- 4 議案第18号 令和5年度山陽小野田市下水道事業会計予算について
(下水)
- 5 議案第26号 山陽小野田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につ
いて (建築)
- 6 議案第16号 令和5年度山陽小野田市水道事業会計予算について
(水道)
- 7 議案第17号 令和5年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算について
(水道)
- 8 閉会中の継続調査事項について

午前9時 開会

藤岡修美委員長 おはようございます。ただいまから産業建設常任委員会を開
会します。本日の審査日程につきましては、お手元に配付してあるとお
り進めてまいります。それでは、議案第14号令和5年度山陽小野田市
小型自動車競走事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

桶谷公営競技事務所長 議案第14号令和5年度山陽小野田市小型自動車競走
事業特別会計予算について御説明します。本日はお手元の資料と併せて
御説明させていただきます。それでは、最初に予算書の2ページをお願
いします。第1条で、歳入歳出予算総額をそれぞれ254億6,587万
6,000円としています。前年度と比較しまして0.7%、金額にして
1億8,419万7,000円増の堅実型予算となっています。続きま

して、第2条では、債務負担行為として、発走合図機・フライング判定装置リース料を設定しています。これにつきましては、後ほど詳しく御説明します。続きまして、第3条では、一時借入金の最高額を、前年度と同額の30億円としています。それでは、冒頭、予算の全体像と概要を御説明し、その後に、予算書を御説明させていただきます。最初に、令和4年度の売上状況と令和5年度の売上げの前提条件となります本場の開催日程等につきまして御説明します。お手元の資料1-1をお願いします。こちらの資料は、令和4年度の2月までの売上状況になります。黄色のマーカースが山陽場になります。数値が三段書きになっていますが、上段が売上等の数値そのもので、中段が構成比、そして下段が前年比となります。左から見ていきますと、2月まで、本場開催は、ミッドナイトレースも含めて127日開催しています。内訳は、ナイターレースも含めた昼間の通常開催が50日、GⅡのグレードレースも含めたミッドナイトレースが77日となっています。全体の売上げは、190億8,462万9,000円で前年比117.9%となっています。これによりまして、今年度の最終的な総売上額は、208億円前後を見込んでいます。200億円台に到達するのは、平成12年度以来、21年ぶりとなります。続きまして、資料1-2をお願いします。こちらの資料は、同じく令和4年度の2月までの売上状況ですが、ミッドナイトレースのみを抜き出した売上状況になります。なお、こちらの資料は、GⅡのグレードレースを除いた数値となっています。さて、ミッドナイトレースですが、山陽場での特色あるレース、そしてお客様に予想しやすく、楽しんでいただくことに重点を置き、業界初となります6車立てのレースを継続して開催しています。おかげさまで、売上げは好調に推移しています。今後も、試行錯誤、いろいろ模索しながら、企画レースも含め、売上向上に努めてまいりたいと考えています。続きまして、資料2をお願いします。こちらの資料は、令和5年度の本場開催のレース日程等になります。後ほど詳しく御説明しますが、令和5年度は競走路改修を計画しています。工期は8月中旬から11月末までで、この間3か月半は本場開催をできません。そのため、競走路改修以外の期間に集中して本

場開催をすることになりますので、年間を通じて非常に過密なスケジュールとなっています。そのため、通常開催の売上げにも少なからず影響が出ることを想定して予算編成しています。まず、上段1の通常開催のレース日程ですが、開催日数は、1の表の下に記載していますように、令和4年度と同じく59日としています。内訳は、特別GⅠが5日、GⅠが10日、GⅡが10日、普通開催が34日となっています。特色としましては、通年でナイトレースを令和4年度よりも8日増の21日開催することとしています。ナイトレースは有観客で、消音マフラーを装着しての開催になります。続きまして、2のミッドナイトレースの日程ですが、令和4年度と比べ4日増の85日としています。下期には、GⅡのグレードレースも予定しています。黄色でマーカーしているところが、ナイトレースも含めた昼間の通常開催とミッドナイトレースを合わせた総開催日数となりますが、令和4年度よりも4日増の144日を予定しています。続きまして、3の重勝式「当たるんです」の発売ですが、今年1月21日から発売を開始しました新商品である2重勝単勝式と3重勝単勝式車券の売上動向を注視しながら、柔軟に発売したいと考えています。4月からは、1日2会場での発売を計画しています。例として、昼間のレースでは当たるんです2・3を発売し、ミッドナイトレースでは当たるんです4を発売するなどです。続きまして、4の総営業日数は、場外発売を含め355日としています。また、レースの形態ごとの売上金額、返還金、発売収入は、記載しているとおりです。表の右端の一番下の黄色でマーカーした金額247億1,572万6,000円が発売収入の総額になります。ここで、予算書の10、11ページをお願いします。1款1項2目の勝車投票券発売収入がこの金額になります。その他、特に資料には記載していませんが、令和5年度におきましても、グレードレース7と称して、全グレードレースの第7レースの2連単払戻率を通常の70%から80%に変更して行うこととしています。また、引き続き、車券発売の販路拡大の施策として、専用場外車券売場の拡充にも努力していきたいと考えています。資料2の説明は以上です。続きまして、資料3をお願いします。包括的民間委託に係る市への収益保証

と委託料につきまして御説明します。まず、上段の資料3-1から御説明します。契約の相手方は、引き続き株式会社JPFで、契約期間は令和4年度から令和8年度までの5年間となります。契約の対象となる業務内容ですが、黒字の米印に記載していますとおり、ナイターを含む通常開催とミッドナイトレースとなり、重勝式車券「当たるんです」は含みません。まず、1の市への収益保証の考え方ですが、総勝車投票券売上金額の1.5%と総勝車投票券売上金額が130億円を超えた額の7.5%となります。また、最低保証制度ですが、年間5.4億円、5年総額27億円で合意しています。続きまして、2の株式会社JPFへの委託料算出は、歳入から歳出と市への収益保証を差し引いた額となります。これに、施設等修繕料相当分3,000万円を加算することとしています。加算する理由として、一般的な修繕は、当然として包括的民間委託料の中で対応していただきますが、例えば、資産を形成する内容の修繕を実施した場合や償却資産の対象となる備品の更新をした場合などは、別枠で支出するものです。さらに、令和5年度は競走路改修を計画しています。前回の改修は平成27年度にオーバーレイを行っていますが、今回の改修はマカダム層、透水層も含めた全面改修となります。前回の全面改修が平成7年度でしたので、27年ぶりの全面改修となります。さて、この度の競走路改修ですが、民間活力を最大限に生かし、包括的民間委託業務の一環として、基本契約により、実施主体を株式会社JPFとしています。また、競走路の表層部分は、消耗が激しいこと、そして売上げにも直接影響することから、費用負担は株式会社JPFとしています。その結果、市の負担は、3億6,000万円を見込んでいます。続きまして、下段の資料3-2になります。ただいま上段で御説明しました内容を令和5年度の当初予算として当てはめたものになります。まず、1の市への収益保証ですが、朱書きしています9億1,518万5,000円になります。最低保証額の5億4,000万円を上回っていますので、この金額が収益保証額となります。一方、2の株式会社JPFへの委託料は、施設等修繕料相当分の3,000万円と競走路改修費負担相当分3億6,000万円を加算した朱書きの10億5,704万

7, 000円となります。本場開催に当たりましては、このスキームの包括的民間委託により、レース自体の企画に加えまして、多彩なイベント等も織り交ぜながら、これまでのお客様、そしてこれからのお客様に感動をお届けできるよう「分かる、当たる、楽しい」をモットーに、充実した開催にしていきたいと考えています。続きまして、予算書に沿いまして御説明します。まずは、歳入からになります。10、11ページをお願いします。1款1項1目入場料収入270万円は、特別席の入場料収入となります。お客様には、業界ガイドライン等を遵守していただく中で、ゆっくりとレースを楽しんでいただきたいと思います。続きまして、2目勝車投票券発売収入247億1,572万6,000円は、返還金2億1,800万円を含んだ額となります。予算額は、前年度より1億5,478万5,000円の減額となっています。続きまして、3目勝車投票券発売副収入につきましては、主なものとして、3節勝車投票券払戻時効収入を580万円計上しています。4目入場券発売副収入につきましては、前年度と同額の1,000円を計上しています。1款2項1目諸収入ですが、主なものとして、オートレース活性化推進事業助成金は、前年度と同額の517万4,000円計上しています。また、場外発売事務協力収入は3億2,152万2,000円計上しています。これは、他場で開催されるレースの場外発売業務を受託するもので、近年の販売チャネル構成の変動により減額傾向が続いています。続きまして、選手会部品庫会計貸付金返戻金1,500万円は、年度当初に選手会部品庫会計に貸付金として支出したものが、年度末に同額返戻されるものです。レース映像利用料収入300万9,000円は、本場開催時に、施行者側で製作した生のレース映像を民間ポータル会社に提供する際の映像利用料になります。1款3項1目財産運用収入は、3,250万6,000円計上しています。内訳ですが、建物貸付収入は減額となっています。次に、施設貸付収入3,106万4,000円は、浜松市主催のミッドナイトレースを、ここ山陽オートレース場で開催する際に、浜松市から歳入されるものです。この借上げ開催は、業界初の試みになります。オートレース活性化の一環として行うものですが、他場も含め

自然災害等により長期的に自場での開催が不能となった場合の対応策の検証という側面も併せ持っています。続きまして、2目利子及び配当金は、保有しています二つの基金の預金利子を計上しています。上段の小型自動車競走場施設改善基金預金利子は8万円、下段の小型自動車競走事業財政調整基金預金利子は1万7,000円計上しています。続きまして、12、13ページをお願いします。2款1項1目小型自動車競走事業財政調整基金繰入金375万1,000円は、後ほど歳出で御説明させていただきます測量調査委託料に充当するものです。続きまして、小型自動車競走場施設改善基金繰入金3億6,000万円は、競走路改修費に充当するものです。続きまして、3款1項1目市預金利子は、小型自動車競走事業特別会計の未払金と選手所得税預り金の預金利子として1万円計上しています。歳入の御説明は以上となります。続きまして、歳出の御説明に移ります。14、15ページの1款1項1目一般管理費は、一般管理業務に要する経費で9億2,585万2,000円計上しています。前年度と比較して4億1,785万4,000円増額となっています。主な要因は、24節積立金が増額になったことによるものです。上から御説明します。2節から4節、そして、18節が職員6名分の人件費となります。8節旅費は150万円計上しています。9節交際費は10万円計上しています。13節使用料及び賃借料は49万3,000円計上しています。上段の通行料は高速料金として4万4,000円、下段の機械器具借上料は公用車のリース料として44万9,000円を計上しています。続きまして、24節積立金は、二つの基金を合わせて8億7,609万7,000円計上しています。上段の山陽小型自動車競走場施設改善基金積立金は、利子分の積立て8万円も含めて8億7,008万円計上しています。これにより、令和5年度末の予算上の残高見込みは、22億4,064万2,000円となります。下段の小型自動車競走事業財政調整基金積立金は、利子分の積立て1万7,000円も含めて601万7,000円計上しています。これにより、令和5年度末の予算上の残高見込みは、2億92万6,000円となります。続きまして、一番下の段1款2項事業費からが、競走事業に直接関わる予算とな

ります。1目から4目までは、ナイターも含めた昼間の通常開催、重勝式「当たるんです」、そしてミッドナイトレースを合算したものとなります。まず、1目事業費は60億7,616万7,000円計上しています。前年度より1億7,493万8,000円の減額となっていますが、発売収入の減額に連動するものです。上から御説明します。10節需用費は74万7,000円計上しています。続きまして、16、17ページをお願いします。11節役務費は5,380万7,000円計上しています。3段目の保険料38万3,000円は、昇降機賠償責任保険料、車両・建物共済保険料となります。4段目の競走車運搬費は4,974万円計上しています。下段の銀行業務手数料367万9,000円は、本場開催時の現金取扱手数料になります。続きまして、12節委託料は48億4,286万8,000円計上しています。上から、設備保守委託料269万1,000円は、自家用電気工作物保安管理業務を委託するものです。次の、発売業務委託料4億2,717万1,000円は、重勝式「当たるんです」の発売を当たるんです株式会社に委託するものです。次の、競走会業務委託料5億1,213万5,000円は、競走実施法人であります、一般財団法人西日本小型自動車競走会に審判業務等を委託するものです。次の、包括的民間委託料は、先ほど御説明したとおり株式会社JPFとの契約により、10億5,704万7,000円を計上するものです。次の、電話投票業務委託料9,291万1,000円は、一般財団法人オートレース振興協会に公式オフィシャルサイトでの投票業務を委託するものです。次の、インターネット投票業務委託料22億724万1,000円は、民間ポータル会社4社にインターネットでの投票業務を委託するものですが、年々増加しています。次の、場外発売運営委託料1億1,367万2,000円は、オートレース宇部と岡山県のオートレース笠岡、そして広島県のオートレース山陽に専用場外として場外発売を委託する経費になります。最後の場間場外発売委託料4億3,000万円は、各場に場間場外発売を委託する経費になります。続きまして、13節使用料及び賃借料は、1億3,959万8,000円計上しています。上段の機械器具借上料2,108万5,000円は、3

種類の機器類の借上料になります。一つ目が場内にあります集計センターの投票システムネットワーク機器、二つ目が出走表を作成するシステムの借上料、そして、三つ目が、この度債務負担行為を設定しています発走合図機・フライング判定装置の借上料になります。こちらにつきましては、資料4をお願いします。主だった機器類の写真になります。現在使用しています機器類は平成22年に更新したもので、第3期の発走合図機・フライング判定装置になります。故障した際の交換部品等の在庫もなくなっていることから、この度第4期の発走合図機・フライング判定装置に更新するものです。走路のレベルに合わせてセンサーやカメラを調整するため、走路改修と同時期に行うことが推奨されています。債務負担行為の設定につきましては、予算書の5ページをお願いします。当該年度であります令和5年度分も含めると、リース期間は令和5年度から令和10年度までですが、年度途中からのリースとなりますので、実質は5年間となります。総額は2億549万6,522円となります。16、17ページにお戻りいただき、システム利用料4,180万円は、T Z Sのシステム利用料となります。リース料7,671万3,000円は、債務負担行為で予算措置しています8車8枠用機器のリース料になります。こちらは、令和8年度で完済する予定です。続きまして、18節負担金、補助及び交付金は、10億3,239万7,000円計上しています。上から、J K A交付金5億871万2,000円は、本場開催による交付額に重勝式による交付額を含めた額になります。次の、開催場負担金2,796万6,000円は、重勝式「当たるんです」発売の開催場に対する負担金になります。次の、特別拠出金3億4,007万8,000円は、こちらも重勝式「当たるんです」発売に係る全国小型自動車競走施行者協議会への拠出金になります。次の、選手参加旅費は5,495万3,000円計上しています。次の、選手共済会分担金は1,325万9,000円計上しています。次の、電話投票センター運用経費負担金7,854万1,000円は、公式オフィシャルサイトの運用経費を一般財団法人オートレース振興協会に負担するものです。次の、山口県暴力追放運動推進センター賛助金は、前年度と同額30万円を計

上しています。公営競技納付金も前年度と同額1万円を計上しています。全国小型自動車競走施行者協議会負担金は、557万6,000円計上しています。電気料金負担金2,000円は、市役所1階ロビーで放映していますオートレース宣伝映像の電気料金になります。選手会助成金300万円は、令和3年度予算から計上しているものです。選手は優勝劣敗の厳しい世界に身を置けていますが、退職後の生活を経済的に保障しようとするものです。従来から業界の退職金制度がありましたが、財政状況の悪化から新規の積立てを凍結しており、平成27年度以降登録の選手には退職金が全くない状況です。こうしたことから、山陽場では新たな退職金制度を構築し、選手会に助成するものです。これにより、選手の処遇改善のみならず、優秀な新人選手の確保につながればと期待もしています。21節補償、補填及び賠償金25万円は補填金になります。26節公課費は、消費税及び地方消費税として650万円計上しています。続きまして、18、19ページの2目賞典費は、選手賞金として9億7,849万7,000円計上しています。3目勝車投票券払戻金は、171億4,840万9,000円計上しています。4目勝車投票券返還金は、2億1,800万円計上しています。5目公営競技対策費は、選手会部品庫会計貸付金として1,500万円計上しています。先ほど歳入で御説明したとおり、年度当初に貸付け、年度末に返戻されます。6目施設改善費は2,375万1,000円計上しています。12節委託料は、測量調査委託料として375万1,000円計上しています。これは、地元の方からお借りしています第5駐車場の測量調査を行うものです。当時水田であった土地を盛土と舗装をしており、土地の境界が確認できていない状況ですので、時期を計り、境界の確定測量を行いたいと考えています。財源につきましては、財政調整基金を充当します。14節工事請負費の2,000万円は、全額、地域公益事業となります。令和5年度は、市民体育館トレーニング室空調設置事業やみつば園厨房設備更新事業など12事業を計画しています。2款1項1目利子20万円は、歳計現金が一時的に資金ショートする際の一時借入金利子になります。続きまして、20、21ページの3款1項1目予備費は、前年度と

比較して3,000万円増の8,000万円を計上しています。これは、開催日数が増加し予算規模も増加していることに合わせて増額するものです。歳出の説明は以上となります。ここで、まとめの御説明をさせていただきます。資料5をお願いします。こちらの資料は、小型自動車競走事業特別会計をその性質により、大きく三つにグループ分けをし、それぞれの収支がどうであるかを仕分けた表になります。資料の左側に付しています番号に沿いまして御説明します。まず、1は小型自動車競走事業の根幹をなす通常開催及びミッドナイトレース開催に係る収支になり、この項目が包括的民間委託に係る収支となります。(A)欄の歳入一歳出ですが、収益を市と包括的民間委託業者で分配しますので、残額は0になります。2は開催以外に係る収支になります。先ほど御説明しました浜松市の借上げ開催に伴う施設貸付収入3,106万円もここに計上されます。黄色でマーカーしています収益保証9億1,518万5,000円を原資として、⑦の項目にあります、リース料、地域公益事業、二つの基金積立金、固有経費等に充当することになっています。結果として、(B)欄の歳入一歳出が5,519万2,000円の黒字になっています。この黒字額が累積赤字の解消に充当されます。3は重勝式に係る収支になります。特徴としましては、⑬施設改善基金に1億7,000万円積み立てることです。その結果、(C)欄の歳入一歳出が2,480万8,000円の黒字となっています。この黒字額も累積赤字の解消に充当されます。これら三つのグループの収支をまとめたものが、青色でマーカーした合計(A)+(B)+(C)の8,000万円になり、これが予算書の歳出の予備費になります。続きまして、その下、橙色の項目ですが、こちらが基金等も含めた予算の全体像となります。上から、リース料の支払額7,671万3,000円に、ただいま御説明しました予備費が単年度の収支額になり、これらを合算したものが、二つの債務解消額(D)1億5,671万3,000円となります。さらに、基金への積立てと取崩しを整理すると、基金の増加額(E)は、5億1,234万6,000円となります。これら(D)と(E)を合算したものが実質的な収支改善額となり、6億6,905万9,000円

となります。さらに、一番下は参考として記載していますが、競走路改修等の財源となります基金取崩しを除外し、積立てのみを反映した実質収支改善額で、10億3,281万円になります。この数値は、オートレースの事業を行うに当たり、現在の収益の規模感をイメージしていただくために記載したものです。最後に、スタンド改修について御説明します。スタンド改修に関連する事業費につきましては、新年度の当初予算に計上しておりません。山陽オートレース場の特性を踏まえて、これまでの検証や課題の整理がおよそまとまりましたので、令和5年度は、管理地区、とりわけ選手宿舎も含めた施設全体の改修の方向性や発注の手法手続などを具体的に詰めていきたいと考えています。以上で、資料も含めた全ての説明を終わります。施行者として、収益の確保、累積債務の解消、基金への積立てを念頭に置き、コロナ対策も含め、覚悟と緊張感を持って「公正かつ安全なレース」に邁進してまいる所存です。御審査のほどよろしく申し上げます。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりましたが、ここで換気のため休憩し、再開を45分とします。

午前9時40分 休憩

午前9時45分 再開

藤岡修美委員長 それでは委員会を再開します。予算書のページに沿って質疑してまいりたいと思います。2ページ、3ページはよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）4ページ、歳出の款、項ごとのトータルです。（「なし」と呼ぶ者あり）ページ、債務負担行為について質疑はありますか。

森山喜久委員 先ほど説明があったんですけど、令和5年度の方も含めて、トータルで幾らだったのか、もう一度説明をお願いします。

大下公営競技事務所主幹 フライング判定装置で、総額2億549万6,522円を予定しております。

藤岡修美委員長 ほかに5ページ、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）7ページ、歳入の総括はいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）8ページ、9ページ、歳出の総括、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）10ページ、11ページ、よろしいですか。1款3項1目財産収入で、施設貸付収入は初めての試みと言われましたが、浜松市のミッドナイトレースの開催について、もう一度詳しく説明していただけますか。

大下公営競技事務所主幹 来年度も、浜松市の8日間の借上げ開催を予定しています。その施設貸付収入として、売上げの3.53%を頂くようにしております。

中村博行委員 これは浜松市が走路改修をするなどで開催できないということですか。

桶谷公営競技事務所長 この借上げ開催は、オートレース業界にとっては初の試みとなります。まず、施行者の収益を確保するという大きな目的があります。それに加えて、オートレース業界全体の活性化という側面もあります。それと、先ほども御説明しましたが、例えば、大規模災害等により自場で長期にわたって本場開催ができない場合を想定して、借上げ開催を検証していくという、大きく三つの要素を持っています。

矢田松夫委員 建物貸付収入の件でお尋ねしますが、食堂の収入は貸付けが主なものと考えていいですか。

大下公営競技事務所主幹 食堂以外に競走会に事務棟をお貸ししています。

矢田松夫委員 もう一度質問しますが、主な収入は食堂の貸付け収入と見てい

いですか。

大下公営競技事務所主幹 競走会事務棟のほうが契約金額は大きいので、そちらのほうがウエートは大きいです。

矢田松夫委員 コロナ禍において入場者が少なくなっていて、ほかの食堂も撤退を余儀なくされているという状況で、この収入が入ってくるかどうかなのか。この収入の計算は貸付要綱の中で決められておるんですけど、例えば、この業者が撤退するようになると、結局たちごっこで、食堂がないから来ない、来ないから食堂に行かないというように、JRの列車みたいになる危険性はあると思うんですが、これを更に減額するという考えはないですか。

桶谷公営競技事務所長 ただいま御質問いただきましたように、賃借料をどの辺りに設定するかというのは、非常に難しい問題だと認識しております。一方で、公共施設の一つのスペースを間借りして、そこで使用収益をされるということに鑑みますと、やはり無料、あるいはそれに近いような数字でお貸しするというのは、それはそれで非常に厳しいものがあると思っています。現在は実際に食堂を運営されている方の収支の状況をお聞きして、ある程度、線を出して決めていく形で進めています。

矢田松夫委員 業者からは、貸付料と収入とのバランスというんか、貸付料が非常に高いから、売上げも少ないからという声を聞くんですが、そちらには届いていないですか。例えば、昨年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大でレースをやめられて、どうしようもなかったこともあったんですよね。それらを含めて、もう少し痛みが分かるような貸付けにさせていただければという業者の声もあるわけです。業者の肩を持つわけではないんですけど、やっぱり来場者が気持ちよくレース場に来る要因に、食堂の利用もひとつ入るんですね。私もそうなんです、やっぱりあそこに行って、うどんを食べるといこともレクレーションの一つに入っ

ておりますので、ぜひそれらを含めて検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

桶谷公営競技事務所長　ただいま御発言されましたように、食堂といいますのは、食の提供に合わせまして賑わいであるとか、憩いの場であるとか、休憩の場であるとか、そういったことにも非常に寄与しているスペースですので、引き続き、業者の方と意見交換をしながら、進めていきたいと思えます。

恒松恵子委員　入場料収入ですが、去年コロナ禍でどうなるかという説明を受けました。来場者は大体95%前後という資料を頂いておりますが、現在、特別席の入場者の状況はいかがか教えてください。

大下公営競技事務所主幹　現在まで、特観席につきましては新型コロナウイルス対策ということで使用を止めておりました。3月17日から特別GIプレミアムカップを行います。これは本市にとって一番大きなレースで、そこから再開する予定にしております。さらには、5月に5類に下げることを見据えて、3月17日から全面的に特観席の使用を再開すると決定していただいております。

恒松恵子委員　来場者には周知を徹底されていると考えていいですか。

大下公営競技事務所主幹　特観席を再開するに当たって、2年半ぐらい閉めており、準備に時間が掛かりましたので、今から周知するところです。つきましては、お客様には御迷惑が掛からないように、しっかり周知させていただきたいと思っております。

中岡英二副委員長　先ほどの続きですが、施設貸付収入は、浜松市が災害に遭って営業できないときなどに、こういう貸付収入が入ることなんです。山陽小野田市が災害に遭ったとき、施設改修のとき、走路の改

修のときなどには、こういうものを利用して他場で開催できるのですか。

桶谷公営競技事務所長 競輪業界におかれましては、こういった借上げ開催はよくやっておられるようです。オートレース業界におきましては、今年度から事業をスタートさせていますので、まずはこの事業を軌道に乗せて、一方で、しっかりと検証して、どういった課題があるかを整理していきたいと思っております。今、委員の言われましたように、将来的には、もし長期にわたって本場開催が自場でできないときには、よその場で借上げ開催させていただくという検証を現在行っていますので、そういった可能性は十分にあると思っております。

藤岡修美委員長 ほかに、10ページ、11ページ、いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは12、13ページ、繰入金と諸収入について、いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では歳出に入って、14ページ、15ページです。

森山喜久委員 13節機械器具借上料は、公用車のリース料という説明があったんですけど、公用車は何台ありますか。

大下公営競技事務所主幹 1台です。

中島好人委員 山陽小型自動車施設改善基金積立金は、先ほど全面改修の説明がありましたけども、走路の改修費負担金ですか。ここから充てられるものなんでしょうか。

大下公営競技事務所主幹 この基金については、施設改善基金条例を定めており、第1条に「山陽小野田小型自動車競走場施設及び附帯施設の施設改善財源に充てるため」とうたっておりますので、充当させていただくということです。

恒松恵子委員 燃料費は、昨年度は1,000万円ほど予算がありましたけど、今年度少なくなっています。この理由は何ですか。

大下公営競技事務所主幹 昨年度の段階では、ミッドナイトレース、あるいはナイターレースに使用する照明設備の燃料費について、まだ株式会社JPFとの協議中ということで、当初予算に計上していました。現在は照明設備の発電機の運用については株式会社JPFに移管しましたので、燃料費も運営費に含むということで、市としては直接、発電機に使用する燃料費の支出はありません。

藤岡修美委員長 それでは、16ページ、17ページ。

森山喜久委員 11節役務費の保険料、建物車両と昇降機の内訳を教えてください。

大下公営競技事務所主幹 他の部局と一緒に、建物あるいは公用車も当然のことなんですが、エスカレーターや、昇降機、いわゆるエレベーターがありまして、万が一人身事故が起きたときの賠償などの対応のために保険に加入させていただいています。

森山喜久委員 12節委託料、包括的民間委託料、資料3-1と併せてになるんでしょうけれど、この度、株式会社JPFへの委託料で、競走路改修費負担費相当分で3億6,000万円計上されています。今まで、平成7年と言われていたと思うんですけど、今まで行った走路の改修工事の状況、いつぐらい、どれぐらい期間、工事を実施して、どれぐらい金額が掛かったんですか。

大下公営競技事務所主幹 全てはお答えできないんですが、来年度に全面改修を予定しています。これは平成7年以来、約28年ぶりです。平成7年に全面改修し、平成13年にオーバーレイをし、6年後の平成19年に

もオーバーレイをしております。平成27年に更にオーバーレイをしておりますので、過去3回オーバーレイをしております、今回、全面改修するということです。

森山喜久委員 その当時の工事費を教えてください。

大下公営競技事務所主幹 こちらが把握している限りでは、平成7年の全面改修で約1億8,000万円、続きまして、平成13年のオーバーレイは約1億1,000万円程度、それから平成19年のオーバーレイのときには約1億2,800万円、平成27年のときには約1億3,000万円要しております。

森山喜久委員 そのときの実施主体は市ですか。

大下公営競技事務所主幹 平成19年以降は現在と同じ方式を取っております。つまり、包括委託先が発注者になって、工事を行うという方式を取っているということです。

森山喜久委員 工事の実施状況の実績と今回の相当分にかなり差があると思うんですが、その説明をお願いします。

桶谷公営競技事務所長 過去の数字に比べて、金額的に大きいのではないかとこの御質問だろうと思っております。この金額につきましては、見積り等もきちんと徴収しておりますし、やはり昨今の人件費の高騰、あるいは物価の高騰、特に石油商品、アスファルトの高騰等を反映しての数字と認識しております。

森山喜久委員 見積りはどこから取られているんですか。何者から取られたんでしょうか。

桶谷公営競技事務所長 見積徴収につきましては株式会社 J P F が 2 者ほどから取られたとお伺いしています。

森山喜久委員 この間も、例えば、理科大でも、監理室、建設部が管理監督をしないといけないじゃないか、適切な工事管理をなさいという要望の関係もあるんでしつこく言わせてもらうんですけど、市で直接管理施行とか発注せずに、あくまで包括民間委託の中でやるということではないでしょうか。

桶谷公営競技事務所長 手法につきましては、前回のオーバーレイのときもそのような形を取っております。今回も前回と同じような手法でやるということです。

森山喜久委員 オーバーレイと全面改修の大きな違いは何なんですか。

桶谷公営競技事務所長 オーバーレイは、基本的に現在ある層の上にまた新たな層を重ねていく、更にまた重ねていくという、いわゆる一般的なオーバーレイです。今回は表層部分を全部剥ぎ取って透水層、いわゆるマカダム層と言われている層もやり替えます。これが全面改修です。

中村博行委員 以前は何年かに一度、全面改修とかオーバーレイとかがあったんですが、売上げが非常に下がって、結局延び延びになって、行き当たりばったりの形になったと思います。今は売上げが伸びているので、積み立てできれば財源もできると思うんですが、結構なお金が掛かるので、計画的な走路改修の考えがあるのかどうかを説明してください。

桶谷公営競技事務所長 走路改修は、何年かに一度行う大きな改修になります。それに合わせてスタンド改修も控えておりますので、負担を平準化するといいますか、ある一定の時期だけに負担が大きくなるようにというのは常日頃から思っています。その辺りはバランスよくと考えていま

す。そして、業界の中でどのタイミングで走路改修していくかというのも非常に大きな問題となります。1年のうちに2場、3場と走路改修が重なってしまうと、やはり業界全体の売上げも下がることとなりますので、走路改修をいつ頃行いたいとか、スタンド改修はこうなりますよというアナウンスはしっかりさせていただいて、早め早めに調整していきたいと考えております。

中村博行委員 それから、工事業者ですけども、選手の要望をしっかりと聞かれた形の業者になっているのか。今までは走路改修については大成ロテックでしたか、非常に評判が良かった。それが、違うほうになると聞きましたけども、その辺で市の関わりがあれば教えてください。

桶谷公営競技事務所長 走路改修につきましては、包括的民間委託の業務の一環として、株式会社JPFをお願いしています。その辺りの選手の意見は、株式会社JPFがしっかりと取り入れてやっていただいているものと承知しています。

森山喜久委員 走路を走るのは、選手なんですよ。選手がけがをしたり亡くなったりすると大変なことになるんで、業者選定は非常に大切なところだと思うんです。ただ、そうは言いながらも、包括的民間委託で進めているからという話にはなるかもしれないですけど、選手にけががあったときは、やはり施行者として山陽小野田市にも関わってくると思うんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

桶谷公営競技事務所長 繰り返しになりますけど、走路改修につきましては包括的民間委託先であります株式会社JPFがしっかりとその辺りを調整してやっていただけるものと認識しています。

中村博行委員 場外発売運営委託料で、広島県というのが出てきましたけど、これはいつからですか。

大下公営競技事務所主幹 令和3年10月からです。

恒松恵子委員 たしか笠岡市と三原市に場外発売所が新しくできたと聞いておりますが、状況はいかがですか。

大下公営競技事務所主幹 今、専用場外発売所が34か所ありますけども、売上げは、各専用場外発売所でかなり差があります。その中では一応健闘しているほうではないかなと思っています。

森山喜久委員 専用場外が34か所あって、運営委託で1億1,000万円出してるじゃないですか。費用対効果としては、効果ありという認識でよろしいですか。

大下公営競技事務所主幹 特に、本市が他場の場外受けをした場合、本市の管理施行のオートレース宇部、オートレース笠岡、オートレース山陽でも発売し、主催市からある程度の決まった料率で事務協力収入を頂いて、各専用場外にはそれを下回る額の委託料を支払っております。実際には本市にも収益があり、専用場外にも収益があるという形を取っておりますので、一応、費用対効果としては特に問題ないと思っています。

矢田松夫委員 包括的民間委託料の件でお尋ねしますが、資料3-1では委託料について説明があったんですよ。委託料は分かったんですけど、委託業務の契約内容は明らかにできるんですか。どういうものを委託契約内容に含んでいるのか。先ほどから、走路改修は民間委託業務契約の中に入っているとか、駐車場も約900万円分がこの中に入っているとか、競走車の燃料費もこの中に入っているとか、いろいろ聞くんですけど、私には一切分からんのですよね。それを質問すると、「この中でやっているんだから」という、さっきみたいな回答になってくるんですよ。私の質問が間違っていますか。委員長、分かりますか。

藤岡修美委員長 包括民間委託の中身を知りたいという矢田委員の意向です。

矢田松夫委員 皆、分かっているんかね。分かっているやろ。分かっているから、質問のしようがないというんか。質問したら、その中に入っているからとそれで終わってしまうから、私たちはその中に口を挟むことができないのか、できるのか。できないとなれば、先ほどの土地の駐車場の賃借料なんかできないですよ。それもここでやりよるやろ。燃料費、光熱費等も全て入っていますよと言ったら、それは競争入札しているのか、随意契約でやるのか、そんな話にも入れんですよ。

藤岡修美委員長 桶谷所長、答えられるものはありますか。

桶谷公営競技事務所長 基本的には、基本契約書の中の第6条の項目の中で、委託業務の範囲を定めております。それが第1号から第9号まででありまして、第1号が通常開催運営業務、第2号がナイター開催運営業務、第3号がミッドナイト開催運営業務で、そのほか宿舍の運営業務であったり、場外発売であったりとかの項目が並んでおります。あわせて、委託業務の場所も明記しております。どこの場所で委託業務を履行するのかというのもきちんと定めております。先ほど御意見いただきました駐車場の施設も、きちんとその中で明記しています。走路改修につきましては、第16条施設の修繕等という項目の中で、実施主体を株式会社JPFとするというのもきちんと明記しています。

矢田松夫委員 私だけの意見じゃなくて、産業建設常任委員会の中で、今みたいな問題をきちっと整理していかんと、質問の仕方が随分変わってくると思います。今言った、例えば、燃料費や人件費。レース場にたくさんのガードマンがおる。駐車場のお金、あるいはその入札の関係。入札は非常に大事な問題ですけど、なぜ市の権限でやらんのかと。なぜ包括民間委託業者の権限でさせるのか。その辺を整理して、今日の問題じゃな

いけど、どこまでできるかというのは、きちんと整理せんと、会社に10億円で任せればいいじゃないかというんじゃないで、私たちの審査の手法がどう変わってくるかという大きな問題ですので、少しこの辺は今日のことやから、委員長に是非お願いしたいと思います。

藤岡修美委員長 包括的民間委託の概略が分かる資料を用意できますか。

桶谷公営競技事務所長 資料的なものは、契約書を見ていただくというのが一番分かりやすいと思っています。

藤岡修美委員長 冒頭、桶谷所長が条ごとに民間委託の説明をされましたよね。さっきの矢田委員の説明、あれだけでも整理していただいたらいいのではないですか。

矢田松夫委員 今日はこういう中身の新年度予算だから、今後の審査の方法として、産業建設常任委員会がどこまで口を挟めるのか、非常に大事な問題です。この新年度予算のことだけならいいですよ。私は別にどうこう言いません。だから、今後の審査の方法として、道筋を作ってくれということですので、私はいいです。副市長、私は今日新年度予算だから、中身についてどうのこうのをやるときに、包括的なことについては次の委員会の中でもきちんと整理ができるように、質問できる道筋だけは作ってくれということを言いたいんです。別に資料はいいです。私はいいけど、委員長がどうするかは知らんけどね。

古川副市長 包括的民間委託は5年契約で、令和4年から5年間の契約で結んでおります。今、矢田委員がおっしゃられましたような、どのような内容というのはお示しできますけど、その契約をどのように改正しろというのはできないということを御了解の中で、どのような形のもを包括的民間委託の中に盛り込んでおるかというのは、委員長と御相談する中で、御説明させていただくということによろしいでしょうか。

藤岡修美委員長 矢田委員、いいですか。

矢田松夫委員 改正できないけど、審査はできるのか。その審査の方向性だけはきちんとしてくれと。この民間委託の業務内容についてですね。それをぜひお願いしたい。

古川副市長 審査というのがよく分からないんですけど、どういう形でというのは、委員長と公営競技事務所でこれから調整させていただくということで、回答に代えたいと思います。

森山喜久委員 今のと併せてになるかもしれませんが、第16条で施設改修の話もあったと思います。要は、これから控えているスタンド改修なども包括的民間委託でやるんですか。

桶谷公営競技事務局長 そういった手法も取れなくはないと思っています。しかし、包括的民間委託の委託期間にもよりますので、現在のところは市の直営でのスタンド改修を計画しています。

森山喜久委員 スタンド改修について、公共事業でやるのか、それとも実施主体が株式会社JPF、つまり民間でやるのか。その辺の線引きは明確にあるんでしょうか。

桶谷公営競技事務局長 基本的にはそれぞれの施設の年数が一つの基本になると思っています。スタンドは、やはり頑丈な建物になりますので、50年、60年という経済的な耐用年数がありますので、スタンド改修は、包括の中に入れるべきではないのかなと。現時点ではそのように考えています。

森山喜久委員 再度確認ですが、包括的民間委託の5年間の分は、資料3-1

で言えば、2の株式会社JPFの委託料は、基本は1、2のところなんだと。3,000万円の施設等の修繕料の相当分までが年度ごとのやっ
ていく分で、令和5年度については、走路改修費の総負担相当額分が増
えた、加算されたという認識でいいんですよね。

桶谷公営競技事務所長 基本的には包括的民間委託料は、歳入から歳出を引い
て、なおかつ市への収益保証を差し引いた、これがあくまでも基本的な
ラインと思っています。このたび計上しています3億6,000万円は
本当に数年に一度あるかのような事業費ですので、そのときには、その
実情に応じた形で予算計上したいと考えています。

森山喜久委員 2の施設等の修繕料の相当額3,000万円はどうですか。

桶谷公営競技事務所長 これも先ほど申し上げましたように、例えば、主たる
構造物に手を加えるような修繕が出てきた場合、あるいは償却資産の対
象となるような備品の買い換えが生じたときに対応していただいて、そ
れに対する対価をお支払すると。基本的にはそういう考え方です。

矢田松夫委員 委託料の中で、場外発売とか場間場外発売委託料について、今
後の見通しなんですけど、1日の売上げが非常に悪いところを減らしてい
くとか、あるいは、今後更に委託先を増やしていくなどの考えもあるん
ですか。

桶谷公営競技事務所長 専用場外につきましては、発売チャンネルを拡大してい
くという観点から申しますと、非常に大きな効果があると思っています。
積極的に開拓していきたいと思っています。

中島好人委員 選手会助成金の300万円は、選手が退職したときの生活保障
という話ですけども、300万円の額の根拠はありますか。どう試算で
されましたか。

桶谷公営競技事務所長　これはあくまでも助成金という位置づけでありますので、選手会が一定額を積み立てて、積み立てた実績に応じて市も助成するというスキームで進めています。したがって、選手会が年間で幾ら積み立てられるのかということも選手会と意見交換しながら、そして、市の収支に大きな影響が出ない範囲内だと考えています。

中島好人委員　そうすると、退職者の人数などという根拠じゃなくて、全体的に幾ら助成できるかというような感覚なんですか。（うなづく者あり）

中村博行委員　関連ですけど、平成27年に登録された選手は、それ以降、何も助成はなかったということですけども、結局、選手会が独自にそういう積立てをされているということによろしいですか。

桶谷公営競技事務所長　そのとおりです。選手会が主体となって積立てをされている、それに対して市が助成するというスタンスです。

藤岡修美委員長　ほかにはありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、18、19ページです。

矢田松夫委員　地域公益事業の関係です。先ほど施設改修等について報告がありまして、市としては地域公益事業で体育事業にも貢献していくんだということでした。今後、この体育事業、スポーツ事業に、どのように貢献されていくのか。今年度の計画は、まだないですか。

古川副市長　地域公益事業は、皆様御存じのように、本来、収益を一般会計に繰り入れるのが基本です。下関ボートは100億円近く一般会計に繰り入れておるようですが、本市の山陽オートは赤字ということで、一般会計に繰り入れることができません。しかしながら、最近の単年度の収支決算状況等々を見る中で、七、八年ぐらい前からこの地域公益事業とい

う項目を設置いたしまして、今年度は2,000万円ですけど、今、矢田委員がおっしゃられましたような福利厚生施設、市が市民のために必要がある福利厚生施設に充当しておると。したがって、公営競技事務所は、どのような形でこれが充当されているかについて、あまり承知していません。これは企画課、財政課が地域公益事業の趣旨に基づいてある程度割り振っておりますので、その辺を整理させていただきます。今、委員がおっしゃられましたような文化・スポーツ推進課が所管しておりますスポーツ関係の施設維持管理事業とか、市民活動推進課が所管しております地域交流センターの整備事業とか、福祉関係の施設の事業、さらには教育委員会関係の学校関係の施設の整備事業など、今年度は12施設の整備に充当させていただいております。

矢田松夫委員 その下の14節工事請負費の関係ですが、先ほど第5駐車場の調査測量と、境界の測量と言われましたけど、（「12の委託料」と呼ぶ者あり）12節委託料で、二つを一遍にしたけど、この14節工事請負費とは何を使うと言われたんですか。（「いや、それが今、委員さんが……」と呼ぶ者あり）地域公益事業の2,000万円ですね。12節委託料の調査測量が第5駐車場の境界の測量じゃね。その他の建物は随分老朽化しとるんやけど、一遍、新聞に出ていた、埴生駅からレース場に行く陸橋の橋桁の付近のものが落ちたって。新聞沙汰になったけど、それとか建物、施設の老朽化により落下防止で周りに柵をこしらえているんですが、それらを含めて、どうされるのか。物が落ちると大変危険ですよ。

桶谷公営競技事務所長 埴生駅からオートレース場に行く陸橋につきましては、コンクリートが、剥げて落下したことがありましたので、それにつきましてはすぐに対応して、点検も含めて補修が全て終わっています。陸橋につきましては、ほとんど利用者がいないことから、将来的には撤去したいと考えています。それからもう一つ、建物内でのコンクリートの落下につきましては、日常的な点検も含めまして、お客様の安全を確保す

るためにも、しっかり対応していきたいと考えています。

恒松恵子委員 今、お話がありました埴生駅からの陸橋ですが、撤去についてはJ Rと協議してからになるんですか。それとも、市が勝手に撤去していいものなのでしょうか。

桶谷公営競技事務所長 恐らく陸橋を設置したときには、J Rと協議して設置したと推測されますので、撤去する場合につきましてもJ Rと意見交換をして、撤去した後ののり面等については協議していく必要があると思っています。

中村博行委員 選手賞金についてですけど、若干戻ったんじゃないかと思えます。売上げが下がって、選手賞金もかなり減額されてきたけど、若干上積みがあったと。また、ミッドナイトにしても、当初よりも若干上がったということですけども、まだまだ賞金については低いので、S級の選手がミッドナイトを敬遠しているという声も聞いています。その辺はどのように考えておられますか。

桶谷公営競技事務所長 選手の賞金につきましては、優勝劣敗の厳しい世界に身を置く選手ですが、そういった厳しい面もある一方で、生計を維持していかないといけない側面、あるいは労働の対価として支払われるといった側面も併せ持っていますので、非常にシビアな問題だと認識しています。毎年、夏ぐらいから、来年度の賞金については、こういった形で編成していくのかについて、選手会の代表者と何回も協議を重ねています。収益にどのぐらい影響が出るのかとか、そういったことも全部試算して、双方が合意の上で賞金体系を構築していくという丁寧な手法を取っています。引き続き、誠心誠意対応していきたいと思っています。

藤岡修美委員長 ほかによろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり） 20ページの予備費です。（「なし」と呼ぶ者あり）

中島好人委員 発売業務か委託料の中に入るのか、また、矢田委員の質問との関連があるかも分かりませんが、いわゆる公営ギャンブルですから、儲かる人もおればそうでない人もいるわけです。また、未成年の参加への対策とか、いわゆるギャンブルの依存症への対応とか、具体的な対策の経費がここに載らないのは、包括的民間委託料の中に入っているからかどうか分かりませんが、その辺の対策なんかが具体的にどのようにされていて、その経費はどうなっているのか。それは分かるものなのでしょうか。

藤岡修美委員長 ギャンブル依存症への対応ということです。

桶谷公営競技事務所長 ギャンブル依存症対策につきましては、国を挙げて関係者が一体となって取り組むべき対策だと認識しています。そうした中、例えば、経費的な面につきましては、基本的には包括の委託料の中で対応していただいておりますが、業界の中で統一的にポスターとか、あるいはステッカーとかを作っていますので、それらにつきましては、場内に掲示しています。一方、職員の研修も非常に大切ですので、旅費の中で、職員のギャンブル依存症に対する研修旅費も計上しています。また、先月もありましたけど、ウェブ会議での研修なども積極的に行っています。

藤岡修美委員長 換気のために休憩したいと思います。5分休憩します。

午前10時36分 休憩

午前10時41分 再開

藤岡修美委員長 それでは委員会を再開します。資料が用意されていますので、資料1-1からいいですか。

中村博行委員 開催日数は当然増えて、それに伴って総売上げが上がるのはもちろんのことなんですけど、1日の入場者数は、前年比で落ちてきているので、その辺りが一番懸念されることですよね。また、走路改修があれば、先ほど言われたように、それが過密になれば、1日当たりの入場者数も当然下がってくる。そういうことで、何度か対策等は聞いたと思うんですが、改めて、この辺りも手だてをしないといけないところだと思いますので、お考えをお聞きします。

桶谷公営競技事務所長 マシーンスポーツの魅力といいますのは、やはり本場に来ていただいて、臨場感のあるレースを間近で見させていただくことだと思っています。したがって、本場に来られるお客さんには、十分にレースを堪能していただいて、加えて1日を楽しんで帰っていただけるようなイベントも織り交ぜながら、やっていきたいと思っています。

藤岡修美委員長 資料1-2はよろしいですか、ミッドナイトの開催について。

中村博行委員 従前から、これだけ売上げが回復してきたのであれば、本場でもSGレースの一つぐらい持ってきてくれないかというようなファンの声もあると思うんです。その辺りの方向性があれば教えてください。

桶谷公営競技事務所長 SGレースの開催を引き受けるとなりますと非常に大変なことです。その辺りは慎重に対応していかなければならないと思っています。一方で、施行者として、地元でSGレースを開催したいという強い思いを持っていますので、しっかり課題等を洗い出して、できるかどうかの判断をしていきたいと思っています。

中村博行委員 例えば、特別GIプレミアムカップに替えて、3、5年に1回はSGレースを開催することも考えられると思います。今後、検討していただくことを期待しております。

矢田松夫委員 先ほど走路改修の話がありました。開催日を避けてやるのは当然なのですが、大体いつ頃に行くなどの計画はありますか。それから二つ目は、先ほど「面白い企画をする」と言われたんですね。新たに行く面白い企画というのはいないんですか。

桶谷公営競技事務所長 走路改修につきましては、8月中旬から11月いっぱいまでの3か月半で計画しております。それから、新しい企画レースにつきましては、例えば、最近では女子選手が増えてきておりますので、いわゆるガールズ戦をやっています。また、去年からやり始めた例ですが、4日制6レースのミッドナイトレースで、初日にいきなり準決勝を持ってきて、2日目で決勝戦をするというように、1節を二つに分けて、準決勝と決勝、準決勝と決勝といった、今までにないようなレース形態を取り入れています。これは1節の中で、2回優勝戦を行うということで、選手のモチベーションも非常に上がって、選手には非常に好評です。そういった企画レースは、今後もやっていきたいと思っています。

中村博行委員 今言われたのは、4日レースを二つに分けるという考えですか。大体1節は3日が多いですね。そういうことですか。

桶谷公営競技事務所長 4日制の6レースのときに、いわゆるシックスバトルという勝ち上がりができますので、条件が整った場合には積極的にそういった手法を取っていきたいと思っています。

藤岡修美委員長 ほかはよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは資料3-1、先ほど、包括民間委託について結構質疑が出ていましたけど、いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）資料4は、発走合図機とフライング判定装置の資料ですけど、よろしいですか。

矢田松夫委員 先ほどの説明によると、交換する部品がないと言われたんですよね。そのほかに、今回新たにその判定機を購入する大きな理由はない

んですか。新品を買うわけですか、レンタルですか。リースと言われましたか。（「リース」と呼ぶ者あり）いいですよ。

藤岡修美委員長 ほかに大丈夫ですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、資料5でありますか。

中村博行委員 本会議場で質問があったんですが、令和4年度末でもいいですし、令和5年度末でもいいですから、二つの債務の残はそれぞれ幾らで、合計幾らになるか。分かればお願いします。

桶谷公営競技事務所長 先般、本会議場で申し上げましたのは、令和4年度末の二つの累積債務の合計で、およそ13億円と発言させていただきました。内訳としましては、特別会計そのものの赤字が9億9,400万円。一方、8車8枠のリース料の残が3億600万円ですので、約13億円と発言をさせていただきました。一方、令和5年度末ですと、二つの債務を合わせまして約11億4,400万円を見込んでおります。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はありますか（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、質疑を終わります。討論に入ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより、議案第14号令和5年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算について、採決します。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成により、本件は可決すべきものと決しました。ここで職員入替えのため10分休憩しまして、11時に再開します。

午前10時50分 休憩

藤岡修美委員長 それでは委員会を再開いたします。議案第 10 号令和 5 年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について審査を行います。執行部の説明を求めます。

高橋建設部次長兼都市計画課長 議案第 10 号令和 5 年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について説明します。予算書の 3 ページ、4 ページを御覧ください。予算総額は、歳入、歳出とも 4,664 万 8,000 円です。初めに、歳入について説明します。予算書の 10 ページ、11 ページをお開きください。予算書と併せて、補正予算の説明の際に見ていただきました A3 横の参考資料の右側の令和 5 年度の欄も御覧ください。1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目駐車場使用料は、1,564 万 4,000 円としております。1 節駐車場使用料の主なものとしましては、通常の駐車場使用料 1,300 万円、定期駐車券分 240 万円などです。2 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金は、令和 4 年度繰越見込額により 3,096 万 3,000 円としております。3 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入は、自動販売機の電気料 4 万 1,000 円としております。次に、歳出について説明します。予算書の 12 ページ、13 ページ、1 款駐車場事業費、1 項駐車場管理費、1 目一般管理費は、1,002 万 8,000 円としております。主なものとしましては、10 節需用費の電気代など光熱水費 54 万円、設備の修繕料 144 万 4,000 円、13 節使用料及び賃借料の機械器具借上料 554 万 4,000 円です。この機械器具借上料は、出入口 2 か箇所ゲート及び精算機などの設備のリース契約にかかるものです。2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費は、3,662 万円を計上してしております。説明は以上です。御審査のほど、よろしく申し上げます。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりました。それでは予算書に沿って質疑してまいりたいと思います。2 ページ、3 ページ。いいですか。（「な

し」と呼ぶ者あり) 4 ページ、歳出の総括。それから、7 ページ、歳入の総括よろしいですか。(うなづく者あり) 8、9 ページ、歳出の総括。

(「なし」と呼ぶ者あり) それでは10、11 ページの歳入、よろしいですか。

森山喜久委員 歳入の駐車場の使用料について、補正のときにも確認させてもらったんですけど、利用台数は減りながらも、収入が増えたということなんですけど、これは令和5年度もそういう見込みなのか、それとも、利用台数は増えるだろうという見込みなのか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 令和5年度の予算につきましては、令和4年度の実績を見込んでおりますので、令和4年度は国の施策で旅行支援などがありまして、滞在時間が長くなるという傾向があったので、駐車場使用料が上がったと理解しております。

森山喜久委員 3月13日からマスクの着用の関係とかも大分軽減するし、5月からの様子も考えたら、利用台数は増えていく見込みと考えているかどうかを教えてください。

高橋建設部次長兼都市計画課長次長 マスクが取れるか取れないかは、直接的には関係ないのかなとは思っておりますが、旅行支援策につきましても、国は令和5年度も引き続き延長して行うと言っておりますので、その影響で令和4年度に比べて少しは上がってくるんじゃないかなと考えております。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。(「なし」と呼ぶ者あり) 歳出12、13 ページ。

中村博行委員 未整備地区に手を付けられているのはいつ頃から考えられますか。多分予算に反映されていないと思うんですけど。

高橋建設部次長兼都市計画課長 未舗装部分の舗装ということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）これまでの本会議の中でも他の議員からも質問を受けておりますが、駐車場事業の経営戦略を策定しております、令和8年度を予定していると回答しています。

森山喜久委員 例えば、これから利用台数が増えていく中で、令和8年度という予定を前倒しする可能性も検討できるんですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長次長 この駐車場事業の経営戦略というのは、令和2年度に策定しまして、令和3年度から令和12年度までの10年間の経営方針を示したものです。その中で先ほど申しました令和8年度に予定しておりますが、この10年間の収入を見たときに、コロナの影響を受けた年に策定しており、今後は年間1,000万円ぐらいで推移するんじゃないかと思込んで経営戦略を策定しております。そういった意味では予想を上回って今後は収入が増えていきますので、まずは経営戦略をここ数年以内に見直しまして、駐車場の未舗装部分については、できれば前倒してやりたいと考えております。

森山喜久委員 身体障害者の駐車場のスペースに屋根を設置するという話も本会議場であったと思うんですけど、その辺の計画というか予定を教えてくださいませんか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 森山委員の御質問については、3月10日の本会議でも、今後検討していくとお答えさせていただきました。これについては、実はもう随分前から要望を受けておりましたので、前向きに検討していた時期があります。事業費も800万円から1,000万円ぐらい掛かるんじゃないかということ、さらに新型コロナウイルス感染症もありましたので先送りしている状況ですが、弱者に対する手当てを早めに行いたいと考えておりますので、先ほどの経営戦略を見直す中で、

できるだけ早くやっていきたいと考えております。

森山喜久委員 機械器具借上料については、6年間のリースと資料にはあると思うんですけど、これは令和6年度までですか。

藤本都市計画課主査兼都市整備係長 出入口の機器類の賃貸借については、令和6年10月31日までの契約となっております。

恒松恵子委員 12節委託料の清掃委託料ですけれども、たしか人件費も高騰しておるので、予算を上げなければならないという方向性があると聞いたような気がするんです。令和3年度の実績は32万5,000円程度とありますが、7,000円程度の増で立派な清掃業者に委託できると解釈しての予算ですか。もうちょっと予算を増やされたほうがいいんじゃないかなとは思いますが、いかがですか。

一力都市計画課都市整備係主任技師 清掃業務の委託については、現在の受注者と、この金額でできるということで、適切に計上させていただいております。

恒松恵子委員 増額の要望はなかったと解釈してよろしいんですか。

一力都市計画課都市整備係主任技師 そのとおりです。

矢田松夫委員 恒松委員が言った増額の声があったか、なかったかということとは別に、予算書177ページの一番上を見てください。公衆便所の委託料が2か所で17万3,000円なわけよね。それと新幹線口の便器を見ても、そんなに遜色はないんよ。逆に何でこんなに高いのかと。恒松委員と全然意見が違うけど、17万3,000円ですね。ここを見ると33万7,000円でしょう。倍違うんですよ。逆に少し精査してやるべきだと思うんです。あそこは男と女で2か所よ。この177ページ

は2か所。2か所というのは何穴、何穴といけば数は多いんですよ。検討してということじゃないけど、それも参考に頭に入れておいてくださいね。答えられますか。業者じゃなきゃ言えんでしょう。

高橋建設部次長兼都市計画課長 今言われた公衆便所の委託料については、公衆便所の清掃についても、頻度や内容によって金額が変わってくるものだと思っております。参考までに申しますと、うちのトイレは、週3回、月、水、金、1回当たり40分清掃しておりますので、みっちり清掃しております。そういったことでこれが必要な経費だと考えております。

矢田松夫委員 今言われたけど、寝太郎公園や渡場の公衆便所は毎日です。それはいいです。それから、通信運搬費が若干上がっているんですけど、これはどういう理由ですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長次長 あくまで令和4年度の実績を見込んでということになります。

矢田松夫委員 意味が分からん。実績を見込んだとは何の実績ですか。便所はもうええよ。

高橋建設部次長兼都市計画課長次長 通信運搬費でよろしかったですね。（「はい」と呼ぶ者あり）これは電話料金についてなんですが、実はあそこには3回線ほど電話料金の掛かる回線があり、その積上げなんですが、新年度は、令和4年度の実績を基に推測した金額を令和5年度に計上しているということです。

矢田松夫委員 管理棟にインターネットは引いていないですね。そのお金も入っていると考えられませんか。外から見えるんじゃないけど、もうパソコンはひっくり返っているし、使ったような形跡もないし、もしそういうのがあれば無駄じゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

高橋建設部次長兼都市計画課長次長 インターネットは管理事務所の中にはまだ引いてあります。それから、あちらにあるパソコンについては、駐車場出入口が2か所にありますが、それぞれにモニターカメラを付けておりました、どういう車両が入場しているかをずっと計測しております。それらのデータを蓄積するためのパソコンがありますので、そういう形で利用しております。

恒松恵子委員 先ほどトイレの話が出ましたけれども、ウォシュレットの最新式にするというお考えはいかがですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 今回の段階ではありません。

中岡英二副委員長 需用費の修繕料が144万円充てられていますが、設備のどういうところの修繕が多いんですか。

藤本都市計画課主査兼都市整備係長 令和4年度は、街灯の修繕と、舗装の修繕はないんですけれど、区画線の修繕を実施するようにしています。区画のラインがかなり薄くなっておりますので、その修繕を実施するようにしております。

森山喜久委員 委託料関係で、さっき清掃委託料のまとめ部分を言われたんですけど、駐車場などでほかにも清掃が何かあるんじゃないですか。

一力都市計画課都市整備係主任技師 清掃委託料につきましては駐車場の清掃とトイレの清掃の二つです。

藤岡修美委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）資料を含めてよろしいですか。

矢田松夫委員 歳入で言えばよかったですけど、やっぱり今度ゴールデンウィークになると、駐車場が満車になって、停車するところがなくなれば、送迎用の駐車場に停車する。1日置いている。もう常習犯もおるし、更に近くに止めようと思って、障害者用の駐車場に健常者が駐車するという実態が今から増えるし、今までもあったわけです。このような対応というのは、常時担当者が見て回るというわけいかんけれど、それらも含めて、管理の中に入れたらどうですか。そういう実態は知っていますね。

高橋建設部次長兼都市計画課長次長 私は、都市計画課に来て9年目になりますが、この9年間で満車になったというのが一度だけあります。お盆の8月13日でした。そのときは福岡ドームで野球の試合があったのと大きなイベントがあったということで、お盆の時期と重なってということで当時理解しておりますが、逆に申しますと、それ以外で満車になっている状態は、私はちょっと……（発言する者あり）実際にはアスファルト舗装がしてあります区画線の台数は190台あります。それから、未舗装の中に実際には80台ぐらい停車できるということですが、実際には満車警報は180台プラス60台の合計250台が入った段階で出て、満車でもう入れませんよという信号を出すようにしております。少々のイベントとか利用状況が上がっても、満車になる状態はそんなに多くないんじゃないかなと考えております。

矢田松夫委員 私も、コロナ禍の前はゴールデンウィークなど、やっぱり満車のサインとなる電光掲示板があるからね、停車できんやっただというのが、次長は1回というけど、そんな回数じゃなかったですけどね。回答は別にして、さっき言った、やっぱり健常者が停車する。マークがないから恐らく健常者だろうと疑わざるを得んわけよね。普通フロントのところに置いてくれということあるんじゃないけど、ないのがたくさんあるし、いつやら一般質問で障害者用駐車場の許可書の色を変えてくれというのがあったですよ。例えば、令和5年度なら赤色、令和4なら白色とかね。そうしていかんと、人のものを借りて置くとかがあるかもしれない。そ

れから、さっき言った送迎の駐車場、もう一日置いておるということで、かなり収入に響くと思うんですよ。それらの対応を今年度は少し考えていただきたい。

高橋建設部次長兼都市計画課長次長 送迎用の駐車場につきましては、営業日ではありますが職員による巡回というのは定期的にしておりまして、特定の利用者、利用者というか不法に利用する人がいないことを一応確認はしております。それから、身体障害者のマークにつきましては、これは山口県に届け出て発行されるものでして、矢田委員が言われるように、本当なら更新して色を変えるというような運用方法が望ましいのかもしれませんが、あくまで県での手続上、そういう形で一度発行されたら、極端に言う、返却されない限りそれを持っておられる状態で、悪く言えば、それを使い回される方もいらっしゃるのかもしれませんが、これはちょっと推測の域です。ただ、身障者の駐車場につきましては5台ありますが、そちらがきちんと正常な形で運用されているかどうかは、今後パトロール等をしていきますし、令和5年度に入りましたら、何か良い手だてがないかを検討していきたいと思えます。

藤岡修美委員長 よろしいですか。ほかに質疑ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を終わります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論を終わります。これより、議案第10号について採決します。令和5年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成で、本件は可決すべきものと決しました。引き続き、議案第25号山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、執行部の説明を求めます。

高橋建設部次長兼都市計画課長 議案第25号は、山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正するものであります。この度の改正は、建築物の省エネ性能の一層の向上を図ることを目的とする「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律」が令和4年6月17日に公布されたことによる各関係法令の改正に伴いまして、山陽小野田市手数料徴収条例について所要の整備を行うものです。建築基準法に関する事務については、一敷地内認定制度の対象が拡大されることに伴う文言の修正です。これまで、一敷地内認定は、新築や増築等の場合に限られておりましたが、法改正により、既存建築物の大規模な修繕・模様替えも対象となるため、改修が可能になります。なお、申請手数料の変更はありません。低炭素建築物及び省エネ建築物に関する事務については、低炭素建築物の認定制度及び省エネ建築物の計画認定制度は、建築物の省エネ性能の向上を目的としており、建築物エネルギー消費性能基準を定める省令に規定された誘導基準に適合する建築物を認定する制度です。今回の改正は、一住戸を対象とした認定の廃止に伴う文言の修正や、計算によらない簡易な評価方法である誘導仕様基準の追加等に伴い、所要の整備を行うものです。なお、申請手数料の額は、山口県と同額を定めるものです。説明は以上です。御審査のほど、よろしく申し上げます。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりました。よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしということで質疑を終わります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより、議案第25号山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決定しました。ここで職員入替えのため10分休憩して、35分再開とします。

午前 11 時 25 分 休憩

午前 11 時 30 分 再開

藤岡修美委員長 それでは委員会を再開します。議案第 18 号令和 5 年度山陽小野田市下水道事業会計予算について、審査します。執行部の説明を求めます。

泉本下水道課長 それでは、説明させていただきます。説明の前に、本日お配りしています委員会資料の確認をさせていただきたいと思います。資料のそれぞれ右上に資料番号を付しております。資料 1 として「令和 5 年度山陽小野田市下水道事業会計予算について」、資料 2 として「公共下水道事業整備状況」、資料 3 として「令和 5 年度工事施工予定箇所」、資料 4 として「企業債年次推移一覧表」をお配りしておりますので、審査の参考にしてください。それでは、議案第 18 号令和 5 年度山陽小野田市下水道事業会計予算について、御説明します。予算書 1 ページをお開きください。総称として、第 1 条「令和 5 年度山陽小野田市下水道事業会計の予算は、次の定めるところによる」とあるとおり、令和 5 年度の下水道事業について、第 2 条以降に規定していますので、条ごとに概要を説明します。まず、第 2 条の「業務の予定量」につきましては、令和 5 年度の下水道事業活動の基本的目標として定めるものです。各数値につきましては御覧のとおりです。（4）の主要な建設改良事業につきましては、本年度も投資効果の高い大型団地への下水道整備を進めるとともに、処理場・ポンプ場の長寿命化工事を行う予定としております。また新たに、し尿受入施設整備事業及び高千帆地区浸水対策事業に着手します。工事の詳細は、後ほど御説明します。次に、第 3 条の収益的収支と第 4 条の資本的収支につきましては、予算明細書で御説明しますので、予算書の 22 ページをお開きください。まず、収益的収入及び支出の「収入」ですが、1 款下水道事業収益は、前年度から 3,555 万

5,000円増の19億2,764万6,000円としております。主な内訳としまして、1項営業収益、1目下水道使用料は、普及率アップや昨年度施工した上の郷の下水道接続などによる増収を見込み、前年度から324万8,000円増の6億8,068万2,000円としております。2目雨水処理負担金1億1,504万3,000円は、雨水処理経費に対する一般会計からの繰入金です。2項営業外収益、2目他会計負担金6億3,537万9,000円は、国の繰出基準に基づく一般会計からの繰入金です。3目国庫補助金150万円は、公共下水道事業計画変更に係る社会資本整備総合交付金です。4目他会計補助金2,612万7,000円は、財源不足を補うための一般会計からの繰入金です。5目長期前受金戻入4億3,765万4,000円は、固定資産の財源となった国庫補助金等について、減価償却見合い分を収益化するものです。3項特別利益、1目過年度損益修正益は、過年度下水道使用料等の調定更正のため、1,000円計上しております。次に、23ページの「支出」ですが、1款下水道事業費用は、前年度から1,785万8,000円増の18億7,657万9,000円としております。主な内訳としまして、1項営業費用、1目管渠費は、下水道管渠やマンホールポンプ場等の維持管理に要する経費です。不明水対策に係る修繕費や動力費の増額などにより、前年度から864万5,000円増の6,965万3,000円としております。2目ポンプ場費は、雨水及び汚水中継ポンプ場の維持管理に要する経費です。動力費の増額等により、前年度から279万7,000円増の3,147万5,000円としております。続いて、3目処理場費は、小野田及び山陽水処理センターの2か所と農業集落排水処理施設の維持管理に要する経費です。動力費や修繕費の増額等により、前年度から4,006万8,000円増の3億5,060万9,000円としております。4目水質管理費は、処理場の水質管理に係る経費であり、前年度と同額の33万円としております。5目総係費は、一般管理に係る人件費や事業活動全般に係る経費となります。大きな理由として、26ページにあります委託料の減額があり、前年度から2,135万9,000円減の7,640万6,000円

としております。6目減価償却費は、令和4年度の取得資産を反映して、11億7,242万4,000円を計上しております。7目資産減耗費は、令和5年度の処理場改築工事に伴う機器の除却に要する費用として、1,165万2,000円を計上しております。2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債に係る支払利息の減に伴い、前年度から1,800万4,000円減の1億5,883万円としております。3項特別損失、1目過年度損益修正損は、過年度分の下水道使用料等の還付のため10万円計上しております。4項予備費は、災害等に備えるため、前年度と同様に500万円計上しております。以上、これら収益的収支の結果を、18ページに税抜き処理をした「予定損益計算書」を掲載しております。下から3行目のとおり、令和5年度予算においても当年度純利益は発生しておりません。27ページに戻っていただいて、「資本的収支」について御説明します。まず、「収入」ですが、1款資本的収入は、前年度から2億2,619万円増の16億7,196万8,000円としております。1項企業債、1目企業債は、下水道事業債の増により、前年度から1億1,370万円減（後刻「増」と訂正あり）の7億2,180万円を計上しております。2項出資金、1目他会計出資金4億8,666万8,000円は、企業債の元金償還金や建設改良費に対する一般会計からの繰入金になります。3項補助金、1目国庫補助金は、建設改良費の増により1億80万円増の4億3,800万円、2目県補助金は、農業集落排水処理施設整備事業に伴う改築工事の財源として650万円を計上しております。4項負担金、1目下水道事業受益者負担金は、前年度と同様の1,900万円を計上しております。28ページをお開きください。「支出」ですが、1款資本的支出は、前年度から2億4,797万1,000円増の24億6,627万円としております。1項建設改良費、1目公共下水道建設費は、高千帆地区浸水対策事業及びし尿処理施設整備事業に係る基本設計委託料の増、管渠工事費の増や中継ポンプ場のポンプ増設等による工事費の増により、前年度から2億8,853万4,000円増の10億9,305万4,000円としております。2目農業集落排水建設費1,500万円

は、農業集落排水処理施設整備事業に伴う工事請負費を計上しています。2項企業債償還金、1目企業債償還金は、前年度から5,469万5,000円減の13億5,498万4,000円としております。以上の結果、1ページに戻っていただいて、第4条括弧書きの資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7億9,430万2,000円につきましては、損益勘定留保資金等により補填することとしております。また、資本的収支の結果は、16、17ページの「予定貸借対照表」に反映させております。令和5年度の建設改良事業によって形成される資産は、16ページの資産の部、「1 固定資産」の(1)有形固定資産の各項目に計上しています。その資産形成の財源となる企業債につきましては、17ページの負債の部、「3 固定負債」(1)企業債に計上し、国庫補助金は、「5 繰延収益」(1)長期前受金に計上しています。なお、令和5年度末の企業債残高は、17ページの「3 固定負債」の企業債と「4 流動負債」の企業債の合計143億5,704万7,000円で、前年度から6億3,318万4,000円の減となる見込みです。続きまして、2ページをお開きください。第5条は、予算に計上した企業債について、その起債の目的や限度額等を定めるものです。第6条は、一時借入金の限度額を5億円と定めるものです。令和4年度の実績はありません。第7条は、予算の各項間の流用ができる場合を定めるものです。第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を定めるものです。第9条は、一般会計からの補助金を定めるものです。以上が、議決の対象となる令和5年度下水道事業会計予算の説明となります。3ページ以降は予算に関する説明書となります。ページをめくっていただいて、4ページから6ページまでの「予算実施計画」は、先ほど説明しました予算を^{もく}目レベルで整理したものです。なお、別途お配りしております委員会資料1のほうに、前年度当初予算と比較した表や一般会計繰入金総額などを整理しておりますので、参考にしてください。次に、7ページの「予定キャッシュフロー計算書」は、1年間における現金の動きを表したものです。8ページから10ページまでは「給与費明細書」を掲載しています。11ページ

は、「債務負担行為に関する調書」です。12、13ページは、令和4年度の「予定貸借対照表」になります。14ページは、同じく令和4年度の「予定損益計算書」を掲載しています。最後に、20ページには、「セグメント報告書」として、公共下水道事業と農業集落排水事業のそれぞれの営業収益等を表しております。予算の説明としては以上で、次に、令和5年度の予定工事について、資料3により御説明します。資料3の表面が山陽処理区、裏面に小野田処理区の工事箇所を示しております。裏面左下に工事の番号と事業種別、工事名称を掲載しておりますので、一緒に御覧ください。まず、管渠建設事業につきましては、本市の管渠整備の基本方針である、投資効果の高い大型団地、具体的には南松浜団地を接続するための路線を最優先の整備路線と位置づけ、管渠を延伸するものです。資料3の小野田処理区側の南側になりますが、「3. 南部4号污水圧送幹線管埋設工事」、「4. 南部6号污水幹線管埋設工事」は、南松浜団地を接続するための管渠を整備し、「5. 南部4号污水圧送幹線マンホールポンプ設置工事」、「6. 南部5号污水圧送幹線マンホールポンプ設置工事」により汚水を既設の下水道管まで送るポンプを整備するものです。これにより、南松浜団地は、令和5年度に接続が完了する予定としております。次に、令和8年度までに下水道整備の概成を目指すため、「1. 高千帆7号污水枝線管敷設工事、2. 高千帆4号污水幹線面整備管埋設工事」、資料3の山陽処理区の西側にあります「11. 埴生第2号污水枝線管敷設工事」の整備を予定しております。以上が主な管渠建設事業ですが、その他に、普及促進を目的とした6路線の管渠の整備を予定しております。ただいま御説明しました管渠建設事業を実施すると、資料2の下側に記載しておりますとおり、令和5年度末の普及率は60.2%となる予定です。次に、処理場・ポンプ場建設事業につきましては、ストックマネジメント計画に基づき、資料3の小野田処理区「13. 小野田水処理センター水処理継電器盤」、「14. 竜王污水中継ポンプ場主ポンプ設備」、「15. 高千帆污水中継ポンプ場主ポンプ設備」、山陽処理区の「17. 山陽水処理センター受変電設備」、「18. 厚狭污水中継ポンプ場受変電設備」、「19. 上市マン

ホールポンプ場」の改築更新工事を実施します。また、令和5年度から、先ほど申しました、し尿受入施設整備事業として「10. 小野田水処理センターし尿受入施設整備基本設計」と高千帆浸水対策事業として「20. 高千帆地区雨水ポンプ場整備基本設計」の業務委託を実施する予定にしております。以上、令和5年度下水道事業会計予算の説明とさせていただきます。御審査のほど、よろしく申し上げます

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりましたが、時間が中途半端になりそうなので、ここで午前中の審査を終わって、午後1時から再開したいと思えます。（「1時から水道」と呼ぶ者あり）そうか、すみません。水道の審査の後に下水道課を続けてやりますので、よろしく申し上げます。

午前11時50分 休憩

午後1時 再開

藤岡修美委員長 それでは委員会を再開いたします。中岡副委員長から、所用のため午後の審査を欠席するとの届出がありましたので報告させていただきます。それでは、議案第16号令和5年度山陽小野田市水道事業会計予算について審査を行います。執行部の説明をお願いします。

今本水道事業管理者 それでは、議案第16号令和5年度水道事業会計予算の概要について御説明いたします。予算書1ページをお開きください。第2条の業務の予定量につきましては、記載のとおりです。（4）の年間有収水量は、令和4年度決算見込の99.1%を見込んでおります。（5）の主要な建設改良事業については、後ほど説明させます。予算書第3条の収益的収入及び支出の予定額についてですが、収入の合計は14億9,630万4,000円となっております。また、支出合計は14億1,560万6,000円を計上し、結果、単年度において税処理後3,029万4,000円の利益が生じる編成となっております。

予算書2ページを御覧ください。第4条、資本的収入及び支出の予定額についてですが、資本的収入では、上水道企業債として4億120万円の新規借入を行い、収入総額は4億4,954万8,000円となっております。資本的支出につきましては、総額9億9,172万9,000円を計上し、これらの財源となります企業債等の外部資金を調達しても、なお差引収支で5億4,218万1,000円の不足金が生じますが、この対応は、第4条予算本文記載のとおり、当年度分損益勘定留保資金等や建設改良積立金を取り崩して補填することとしております。ほか詳細は、副局長から説明させます。

伊藤水道局副局長兼総務課長 それでは、管理者の概要説明に続いて、予算書2ページから説明します。第5条予算は、起債の限度額等の設定です。第6条予算の一時借入金限度額は、あくまで枠取りで、近年借入実績はありません。第7条予算は、流用可能な項目の設定ですが、予算執行の円滑化と事業運営に柔軟性を持たせるものです。3ページに移りまして、第8条予算は、職員給与費等の流用禁止経費です。第9条予算は、一般会計からの繰入金となっております。第10条予算は、たな卸資産の購入限度額の設定で、これらは予算書への記載が法定で義務づけられているものです。それでは、予算の内容について御説明します。予算書21ページを御覧ください。別途配付のA4資料は、収入・支出ともに性質別にまとめております。並べて御参照ください。まず、予算書の収入の部ですが、収益的収入の合計は14億9,630万4,000円となり、前年度当初予算との比較で416万3,000円の減額となっております。明細について御説明します。上水道営業収益の給水収益につきましては、13億9,468万6,000円を予定しており、前年度当初予定額と比べますと増額となっております。これまで、当初予算における有収水量及び給水収益につきましては、過去の増減率等（減少率）から推計値を算出した後、安全率としてマイナス1%を乗じることにより、厳しめの設定を行ってまいりました。しかし、当初予算から決算値に至る過程で、そのかいり離がやや大きいことから、令和5年度における推

計では、その安全率をマイナス0.5%とすることで、より実態に近い推計値としております。したがって、前年度当初予算から増額となっておりますが、収益が増える要素が新たに生じたことによるものではなく、むしろ令和4年度決算見込、令和4年度の補正ですが、と比較しますと税抜きで1,000万円を超える減収見込みとなっております、引き続き減少傾向は継続するものと見込んでいます。このほかの収入としましては、予算書の中の給水収益の下にあります受託工事収益が下水道工事に伴う給水管移設工事費の減少により減額となっているほか、その他営業収益における他会計負担金についても、下水道関連工事に係る配水管の部分移設により、負担金収入が皆減となったことにより550万円近く減額となっております。上水道営業外収益の長期前受金戻入と22ページの上水道特別利益につきましては、補助金等を原資として取得した資産の減価償却に伴う収益化額となっております、これらには現金の裏付けがありません。続きまして、支出の部についてですが、ここではA4の資料を中心に御説明します。予算書では23ページ以降の内容となります。まず、資料の支出欄に記載してありますとおり、収益的支出の合計は14億1,560万6,000円となり、前年度当初予算との比較で2,363万6,000円の増額となっております。明細について御説明します。A4資料の右から2番目の列が、前年度当初予算との比較「増減額」となっております。まず、増額となった主な費目につきましては、内訳の一番上にあります「人件費」、そしてその下の「動力費」があります。まず、「人件費」につきましては、令和4年度末に1名定年退職しますが、新たに2名を採用することで職員数は1名増員となり、また工業用水道事業会計との会計間異動等により、人件費につきましては増額となっております。人件費についての詳細は予算書10ページ以降、給与費明細書に載せておりますので、後ほどお読み取りください。次に「動力費」についてですが、この費目が今回の収益的支出における増額の大きな要因となっております。前年度に当たる令和4年度動力費につきましては、電力量料金の上昇により大幅な増額補正をしましたが、令和5年度におきましても、4月以降に電気料金の基本料金を含めた大

幅な値上げが予定されていることから、国主導の特別措置割引を踏まえてもなお、動力費の更なる上昇となる見込みであるため、予算額の大幅増につながっております。動力費の下に掲載の「修繕費」、「委託料」につきましては、減額となっておりますが、「修繕費」の場合、令和4年度に予算計上しておりました浄水場の修繕が大幅に減り、加えて、下水道工事に伴う配水管部分移設工事が皆減となったことにより、修繕費全体として大幅な減額となっております。また「委託料」につきましては、令和4年度、小野田地区における配水分布不均衡是正の管網計算業務委託が皆減となったことなどにより減少となっております。続きまして、資本的収支に移ります。予算書28ページ収入の部を御覧ください。まず、収入の部ですが、資本的収入の合計は4億4,954万8,000円となり、前年度当初予算との比較で5,238万4,000円の増額となっております。明細について御説明します。後ほど御説明します建設改良費の財源となります借入予定の上水道企業債は4億120万円となっており、その下の上水道長期前受金では、工事負担金として、消火栓新設・改良に係る負担金と下水道工事に起因する配水管移設補償金を3,586万7,000円予定しています。資本的収入は、前年度当初予算と比較しまして総額で5,200万円余り増額となっておりますが、その主な理由としましては、企業債借入額の増が挙げられます。これは、大口径となる配水管更新工事の増加に伴い、借入対象工事費が増加したこと等により、近年3億六、七千万円の水準でしたが、今回4億円を超える借入れとなっているからです。これにつきましては、前年度の決算見込みとして1億円を超えるキャッシュアウトが見込まれ、また、令和5年度におきましても、建設改良費、特に配水管改良工事の予算規模が大きくなったことから、企業債借入額を例年より増やす事によって、内部留保資金の減少を一定程度抑えることも目的としています。次に、支出の部についてですが、同じく28ページ下段になります。資本的支出の合計は9億9,172万9,000円となり、前年度当初予算との比較で1,111万2,000円の増額となっております。明細について御説明します。まず、上水道建設改良費における浄水場施設費につつま

しては、鴨庄浄水場におけるサンプリングポンプの設置工事及び監視カメラ設備の更新工事を予定しております。前年度当初予算では、取水口改良工事、無停電電源装置更新などがありました。新年度では大幅減となっております。1ページおめくりいただき、29ページを御覧ください。配水施設費につきましては、新設工事として、山開作配水池のフェンスの設置、消火栓の設置を新たに行い、また、老朽管の更新事業として行う改良工事につきましては、配水管工事23本及びポンプ所における機器の更新を予定しております。令和5年度におきましては、上水道建設改良費における他の費目が減少したにもかかわらず、配水施設改良事業費が1億円近く増加したことにより、支出額が増額となっております。償還金につきましては、返済が進むことで前年度償還終了となったものが、前年度の新規借入れにより増加した額を上回ることで減額となっております。ここでお配りしておりますA4資料下段の「2 資本的収入及び支出」の表を御覧ください。令和5年度の資本的収支不足額は、5億4,218万1,000円になります。この不足額に対する補填財源は、表の下に記載のとおり、損益勘定留保資金、建設改良積立金等で対応しております。次に、予算書の18ページ、予定損益計算書を御覧ください。下から4行目、税処理後の単年度純利益は3,029万4,000円の予定です。下から2行目のその他未処分利益剰余金変動額9,186万4,000円は、資本的支出の補填財源として使用する積立金取崩額の再掲額ですので、これには現金の裏付けはありません。また、その上の前年度繰越利益剰余金についても、令和4年度補正予算における取崩予定額が含まれているため、一部が非現金となっております。1ページおめくりいただき19ページ下の注記⑥を御覧ください。先ほど申し上げました非現金相当額として2億5,018万円を記載しております。予算書20ページ、資本の部、第7項(2)利益剰余金の合計額は9億2,159万2,000円となっておりますが、この額から先ほどの非現金相当額を差し引いた額が内部留保資金となります。令和5年度における内部留保資金は、6億7,141万2,000円を予定しております。令和4年度補正予算における内部留保資金の予定額は

およそ7億3,300万円でしたので、令和5年度にはそれから6,157万円減少する見込みとなっております。次に、予算書9ページの予定キャッシュフロー計算書を御覧ください。下から3行目のとおり、令和5年度末における資金の増減額は、5,776万円のマイナスとなっております。ただし、これには未収金、未払金、引当金等の増減が加味されておりますので、これらを除けば、一年間の事業活動を通じて、実質的には6,157万円が企業外部に流出する見込みとなっております。この額が、先ほど申し上げました内部留保資金の減少額と一致しております。企業債残高の増減につきましては、「3 財務活動によるキャッシュフロー」にありますように、建設投資財源としての企業債借入を新規で4億120万円行う予定としていますが、償還額が3億6,198万円であるため、企業債残高は3,922万円増加する予定となっております。期末企業債残高につきましては、A4資料の一番下に記載しております47億7,763万8,000円となり、平成29年度以降、残高を減少させてまいりましたが、令和5年度においては増加となる見込みです。最後に、A4資料3ページは、令和5年度水道局で予定しております建設改良工事を中心とした工事概要です。以上が、令和5年度の水道事業会計予算の説明となります。御審査のほど、よろしく申し上げます。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりましたので、審査に入りたいと思います。予算書のページを追って入ります。1ページ、2ページ、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）3ページ、いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、6ページ、実施計画の収益的収入及び支出の収入の部、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）7ページの支出、いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、8ページ、資本的収入及び支出の収入。

中村博行委員 以前も聞いたことがあるような気がするんですけども、消火栓は、一般会計で手当てされるという考え方でいいんですか。

伊藤水道局副局長兼総務課長 消火栓が、一般会計の負担金があるかということでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）消火栓につきましては、配水管を新設又は改良等するとき、一応付けるようになっておりますので、それにつきましては、水道局の負担ということではなく、一般会計からの負担と……一般会計といいますか、消防会計ですね。消防会計の負担でやっていただくようになっております。

中村博行委員 確認ですけど、資料の最後に工事一覧があつて、消火栓がずらつとあるんですが、全部相当数あるということによろしいですか。

伊藤水道局副局長兼総務課長 消火栓改良という形でダーツと書いてあるものにつきましては、委員がおっしゃるとおりです。

森山喜久委員 水道に直結している消火栓がどれぐらいあるか分かりますか。

江本水道局工事管理課長 記憶違いだと申し訳ないですけど、たしか3,000基ぐらいあったように記憶しております。

藤岡修美委員長 ほかによろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）9ページ、キャッシュフロー計算書です。（「なし」と呼ぶ者あり）10、11、12、13ページまで、給与費明細書です。

森山喜久委員 先ほど説明の中でありましたが、令和4年度に1人退職で、令和5年度で2人採用ということですか。

伊藤水道局副局長兼総務課長 今、委員おっしゃられたとおり、退職は1名、採用は2名となっております。といいますのも、令和3年度の時点で退職者分の補充をしておりません。その関係もありまして、今回は1名退職に対しまして、2名採用という形で対応しております。

森山喜久委員 採用が必要と思いますし、今から広域化がどうなるかというの
もあるでしょうけど、結局、技術力の継承する、職員を採用して、一人
前に育てるまでに時間が掛かると思うんで、職員採用を定期的に行って
いく必要あると思うんですが、その辺のお考えをお聞かせください。

今本水道事業管理者 この何年間かは、広域化の協議があるということで、組
織体制がどうなるか未定だったということもありまして、ずっと職員採
用しておりません。今、水道局職員の年齢構成を見てみますと、もう
20代がほとんどいないということになりまして、今、委員がおっしゃ
ったように、技術の承継そのものもありますけども、組織としての継続
性が保てないということもありますので、これからは定期的に職員採用
をしていかなければいけないのではないかと考えております。

藤岡修美委員長 ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）14ページ、
予定損益計算書はいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは15
ページ、予定貸借対照表、資産の部についてです。

森山喜久委員 15ページの流動資産のところの未収金については、3月の調
定分も含まれているから、このような数字になっていると思うんですが、
収納率はほぼ100%に近かったと思います。今の状況を教えてください。

伊藤水道局副局長兼総務課長 収納率につきましては、以前も少しお話しさせ
ていただいたと思いますが、前年度は99.97%となっております。非
常に高い収納率と自負しております。職員の努力のたまものと思ってお
ります。

恒松恵子委員 未収金のうち、3月の水道料金を除くと6,000万円ぐらい
あるんですが、どのような未収金があるか教えてください。

渡邊水道局総務課主査兼総務班長 未収金の内訳としましては、未収給水収益のほかには消火栓修理負担金でありますとか、消火栓の新設負担金、先ほどあったような工事負担金も3月末時点でまだ現金として収入されていないものが未収金として上がっています。それらが未収給水収益のほかで、未収金となっている状況です。

恒松恵子委員 回収サイクルは、4月中とか、5月中とか、1年間とか、どうなのかを教えてください。

渡邊水道局総務課主査兼総務班長 回収サイクルにつきましては、ほぼ1か月以内、半月ぐらいで一般会計から入りますので、3月31日をまたいだというぐらいの感覚でお願いします。

藤岡修美委員長 ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）16ページ、予定貸借対照表の負債の部と資本の部はいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）18ページ、予定損益計算書はいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）19ページ、予定貸借対照表資産の部はいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）20ページ、予定貸借対照表の負債の部と資本の部です。

中村博行委員 令和5年度は内部留保資金が6,000万円ぐらい流出していくということなんですけども、今後もこの傾向ということであれば、経営危機に陥るんじゃないかと思えます。今後どういう見通しでおられますか。

伊藤水道局副局長兼総務課長 内部留保資金につきましては、令和4年度の決算見込みとしましては1億円を超えております。今年度につきましては、起債の借入れ等を増やすようにしてございまして、内部留保資金の流出をなるべく抑えるようにしてございます。その関係で、6,000万円となっておりますが、ただ例年どおりやるような形になれば、このままいくと、やはり目減り傾向と、今、六億数千万円となっておりますけど、だ

んだん下がってくるようになろうかと思えます。ですが管の更新は必要です。老朽化している管の更新は、水道局として絶対やっていく必要があります。これをやるには財源が必要になるということで、その辺のことをいかにやっていくかを今後検討していきたいと思っております。

森山喜久委員 今回の答弁に対してなんですけど、今回、工事で改修する長さはどれぐらいあるんですか。

伊藤水道局副局長兼総務課長 今年度につきましては2,970メートルです。昨年度が2,735メートルで、235メートルほど延長しております。工事本数も増えている状況です。

森山喜久委員 計算上、水道局としては、全体でどれぐらい改修しなければいけないかが分かりますか。

伊藤水道局副局長兼総務課長 全部で420キロメートルぐらいあると考えております。それを一定サイクルで更新していきたい。本来であれば4.2キロメートルぐらい必要であると。それが今の時点で3キロメートル弱となりますので、非常に厳しい状況であると、老朽化率が上がってくると思っております。また、有収率も上げていきたいですし、それにはやっぱり更新が必要である。更新するにはお金が掛かる。今後は、その辺をどう対応するか検討していきたいと思っております。

藤岡修美委員長 確認なんですけど、先ほど2,970メートルと言われましたが、令和5年度の話ですか、それとも令和4年度の話ですか。

伊藤水道局副局長兼総務課長 令和5年度予算としてです。

藤岡修美委員長 21、22ページ、収益的収支明細書の収入はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、23、24ページ。

森山喜久委員 23ページの動力費のところ、倍とは言わないけど、増えたのは、全て電気料等々の資材の高騰分と理解していいですか。

伊藤水道局副局長兼総務課長 委員がおっしゃられるとおり、昨年度から電気料金が非常に上がってきております。その関係で、政府の手当てとかもあるんですが、それでも追いつかないと。また、この4月から電気料金の値上げ等も予定されておりますので、その関係で、1.8倍ぐらいの増と見込んでおります。

恒松恵子委員 動力費と併せて、薬品費と水質検査費もかなり多めに取っております。これは使用量が増えたのか、それとも、動力費と同じもので金額が上がったのか、教えてください。

伊藤水道局副局長兼総務課長 おっしゃられたとおり、単価の上昇とだけ思っています。

藤岡修美委員長 薬品費は分かるんですが、水質検査費も検査試薬が上がったとかいう意味ですか。

伊藤水道局副局長兼総務課長 水質検査費につきましては、分析装置保守点検料、要するに水質検査機器のオーバーホールとかも含めております。ですから、検査に伴う薬品等の金額の上昇もありますが、前年度における機器のオーバーホールの金額が加算されていると御理解いただければと思います。

森山喜久委員 今まで宇部市と合同で薬品の購入などをしていたと思いますが、それは令和5年度も引き続き行うということでもいいんでしょうか。

伊藤水道局副局長兼総務課長 これにつきましては、これまでどおり宇部市と

山陽小野田市が合同でということで入札していく予定にしております。

森山喜久委員 単価が上がっているから、これだけの費用掛かるんだということ
とでよろしいですか。

伊藤水道局副局長兼総務課長 総量は増えておりますが、やはり単価が上がっ
ているというのは否めません。

藤岡修美委員長 給水費の修繕費が増えそうな気がするんですけど、減ってい
るといえるのは何か意味があるんですか。

伊藤水道局副局長兼総務課長 修繕費が100万円ぐらい落ちているというこ
とですか。（「はい」と呼ぶ者あり）実績に基づいた形で、予算を立て
る上で、決算とかい離があまりないような形にするために、このように
100万円ぐらい減としております。なかなか予算を立てるのが難しい
という中で、削れるところは削るという姿勢の中でこの数字が出ている
と御理解いただければと思います。

森山喜久委員 聞き逃しているんでしょうけど、24ページの上のほうの委託
料で、草刈りの清掃業務が大幅に減少していて、1,300万円ですか。
その説明をお願いします。

伊藤水道局副局長兼総務課長 1,300万円ぐらいの減額の理由というこ
とで御説明してよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）これにつ
きましては、一番大きいのが竜王山配水地系の区域割りの変更、要する
に先ほど私が説明しました、小野田地区における竜王山配水地と高尾配
水地の流域の変更を令和4年度で実施しております。計算するに当たり
まして、業者委託をし、減額になっておりますので、これが大きな要因
として挙げられます。ですから、草刈り清掃等は実施するということで、
この220万円の内訳として、草刈りの清掃業務が入っております。で

すから、減額のほうを出しておりませんので、それで草刈りが一気に下がったと御理解されたのであれば、申し訳ありませんが、それは少し違います。

森山喜久委員 再確認ですけど、草刈りは実行するということですね。

伊藤水道局副局長兼総務課長 おっしゃるとおりです。

森山喜久委員 その2行下には、送配水管の漏水修繕が600万円近く減っていますよね。その説明をお願いしていいですか。

伊藤水道局副局長兼総務課長 先ほど給水費の修繕費のところでも申し上げましたが、実績に基づいて、なるべく下げられるところは下げていこうというところで、この数字を出しております。ただ、配水管も給水管もそうなんですけど、やはり修繕が必要なところをやらないというわけにはいきませんので、もしこれが増えるようなことになれば、それは補正で対応すると。一応、今のところ実績に基づいての数字で計上すると御理解いただければと思います。

森山喜久委員 先ほどの給水のところは厳しめに見たという結論ということですね。

伊東水道局次長兼施設維持課長 少し補足なんですけど、今の管路の修繕については、予算計上のときに、直近3年間の平均値に安全率を掛けて毎年出しておるんですけど、管路の修繕については、ほぼ同じ額にしております。給水管については、直近3年間で計算すると、100万円ぐらい下がるんですけど、配水管については、昨年度の下水工事に伴う配水管の移設工事費が五百数十万円あったんで、それが今回なくなったということで下がっております。

藤岡修美委員長 それでは、25、26ページ。

矢田松夫委員 検針の委託料なんですが、契約は3年、5年ですか。業者指定は競争入札ですか。

伊藤水道局副局長兼総務課長 検診の委託でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）検針の委託につきましては、今回は2年でしております。令和4年度と令和5年度の2年契約となっております。

矢田松夫委員 今回2年ということは、さっき私が質問したように、3年契約か、5年契約か、どちらかなんですか。それともう一つは、競争入札で業者を指定されるのかと質問したんですが。

伊藤水道局副局長兼総務課長 2年間ということで入札しております。一応単価の競争入札ということになっております。

恒松恵子委員 通信運搬費について、今、郵便局が土曜日に郵送しないことで、前なら翌日に届いていたのが、少し時間が掛かかる事態が発生しておりますが、それに関して特別不都合はありませんか。

伊藤水道局副局長兼総務課長 郵便につきましては、私どもから納付書を送るに当たりまして、土曜日には送らなくてもいいという制度のものを使っております。それで不都合が起こることはないと思っております。その辺をこちらでも理解した上で、郵便局と契約しております。

藤岡修美委員長 ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）27ページ、いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、28、29ページ、資本的収支明細書の収入と支出です。

矢田松夫委員 28ページの支出について、監視カメラの取替えなんですが、

鴨庄浄水場の正面に付けるとはどういう意味があるんですか。私は、むしろ遺物の混入を防ぐ、あるいは不審者の侵入を防ぐためならば、正門よりは施設があるところに本来付けると思うんですが、その目的と意義を教えてください。

伊藤水道局副局長兼総務課長 監視カメラにつきましては、今回、正面のものを取り替えるということで、実際には4台ほど付いております。あらゆる方向から監視できるようにしていると御理解いただければと思います。あと、セキュリティにつきましても、一応夜間につきましては、あらゆるところに赤外線センサー等があり、浄水場内、要するに中に入れないようになっていて、何かあれば業者にすぐ通報が行くようなシステムを設けておりますので、監視という面においては、今のところ問題ないと思っております。

矢田松夫委員 分かりました。このハウジングとはどういう意味ですか。日本語で書いてあれば、分かりやすいんですけど。

西山水道局次長兼浄水課長 ハウジングとは、カメラのカバーのことです。

藤岡修美委員長 29ページの配水施設費で、配水施設の新設が予算的にかなり落ちて、配水施設の改良事業は伸びていますよね。この理由を説明してください。

江本水道局工事管理課長 配水施設新設事業費は、計画は基本的にはありません。というのは、もう水道も普及していますし、ほとんどが通常は改良工事事業費、要する来年度の形態が主なんですけど、昨年はどこか忘れましたが、時々、管網といいまして「菅」の「網」と書くんですけど、造りが不足しているところがあって、水圧が安定しないところは改良工事に合わせて管を新設する場合があります。そういうのが、昨年あったように記憶しております。ですから、今年度が今からの改良工事のスタ

イルとしては、主流になるんだろうと考えております。

藤岡修美委員長 配水施設の改良事業で、配水管の改良については、もう耐震化を見込んだものと考えていいですか。

伊藤水道局副局長兼総務課長 委員長がおっしゃられたとおり、耐震化を見込んだ改良工事となっております。

矢田松夫委員 簡易水道の修繕改良費というのは、事業費というのはどこで出ているんですか。片尾畑のフェンスをやり替えるとの説明があったけど、その他の施設の改修改善というのは、今年度は計画してないんですか。あちこち破れているような状況もあるんだけど、それはないですか。

伊藤水道局副局長兼総務課長 一応、簡易水道につきましては、上水道と全て統合しました。ですから、何か漏水等が起これば、当然、水道事業の修繕費用の中で対応します。令和3年度において、全て統合しておりますので、水道事業会計の中で対応すると御理解いただければと思います。

矢田松夫委員 今年度はないんですね。その質問をしたんです。

伊藤水道局副局長兼総務課長 今年度につきましては、今挙がっているものだけを計画していると。計画していなくて修繕が必要なものは、修繕費の中で対応すると御理解いただければと思います。

藤岡修美委員長 それでは、資料を含めて質疑はありませんか。（発言する者あり）

中島好人委員 本会議場で質疑がありましたんで大体分かるんですが、改めて言います。本会議場では、要するに宇部市との広域の問題が連携と変わった点についてどうなのかというような質疑があったんで、担当の委員

会の中でも、状況を改めて説明してもらえたらと思います。

今本水道事業管理者 本会議場での質問に対する私の答弁ですけれども、宇部市長の言葉が変わったということがありまして、それがどういうふうに変ったのか分からなかったんですけれども、私の捉え方として、事業統合から連携が変わったと捉えました。本会議場でそのように説明したんですけれども、実際に宇部市長の施政方針の言葉を、令和3年度、4年度、5年度、全部調べました。変わったというよりは、宇部市は令和4年度が、「持続可能で安定した事業経営を行うため、水道事業の広域化に積極的に取り組みます」というのが令和4年度の言葉です。令和5年度はどうなったかというのと、「水道事業の広域連携に向けて、課題解決に取り組んでいきます」という文言だったんです。私の捉え方がいけなかったんだと思うんですけれども、事業統合から連携に方針転換したんだと、市長の言葉が変わったと捉えたんですけれども、具体的には、そこまで詰めた言葉ではなかったというのが、しっかり調べましたらそういうことでした。広域の結果を議会に報告するに当たっては、お互いの信義則の中で、検討委員会で決定して、両市が方針をきちんと出して、議会に報告しようという流れで来ています。この間私が言ったことについては、現状はある程度説明したんですが、まだそれは決定事項ではありません。というのが、今そういうことで問題が起きているけども、来月にでも行われる両市の検討委員会で正式に方向を定めます。この間、私が議場でこういう問題があって諦めたみたいな形で申し上げて大変失礼したんですけれども、そうではなくて、そういう問題が起こっておりまして、来月行われるであろう検討委員会で正式に決定して、議会で述べなければならなかったということで、私も宇部市に対して大変失礼なことをしたなと反省を込めて、改めてこの場で答弁させていただければと思います。

中村博行委員 そうすると、局長が答弁された中で、広瀬の用水の確保が困難であるということ言われたと思うんですけれども、ということから、別の方法を考えていくということを言われました。その方向性について、何

か少しでも、こういう方向でというのがあればお聞きしたいと思います。

今本水道事業管理者 広瀬での取水が難しいという話は、県の企業局に宇部市と山陽小野田市が行って、確認して、「なかなか難しいですね」という答えを頂いています。それを解決するにはどうするかということで、新たに導水管を引かなければ解決しないと。そうすると、数十億円の費用が掛かると。では、これについてはどうするんだというのは、次の検討委員会で決めるということになります。それで、これまで水質の検査の共同事務とか、一緒にやるとか、薬品の共同購入について、両市ができるところからやっていこうということで連携してやっていますけれども、もし浄水場が一つにならないということになれば、ほかに何ができるのかというのは、また、検討委員会でそれぞれの市の職員が知恵を出し合って、両市が今からできることを決めなきゃいけないと考えております。具体的にどうなるかという、検討委員会に出してから決定することですので、私が今この場で、これこれがありますと言うのは差し控えたいと思います。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を終わります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、これより、議案第16号令和5年度山陽小野田市水道事業会計予算について採決します。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成により、本件は可決すべきものと決しました。ここで換気のため、5分休憩します。

午後1時58分 休憩

藤岡修美委員長 それでは委員会を再開します。議案第 17 号令和 5 年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算について、審査を行います。執行部の説明を求めます。

今本水道事業管理者 議案第 17 号令和 5 年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算について、予算書の 30 ページから御説明します。予算書第 2 条の業務の予定量として、(3) に年間配水量をお示ししておりますが、852 万 7,800 立方メートルを予定しております。3 社に日量当たり 2 万 3,300 立方メートルと、前年度と変わりはありませんが、令和 5 年度はうるう年であることから、年間配水量としましては前年度より 1 日分多い契約水量となっております。第 3 条の収益的収入の予定額ですが、合計で 2 億 8,536 万 4,000 円を計上しており、給水収益の増等により、前年度当初予算から 61 万 2,000 円の増額となっております。また、支出合計は 2 億 7,049 万 6,000 円を計上し、結果、税処理後の単年度損益においては 1,556 万 9,000 円の利益が生じる編成となっております。予算書第 4 条の資本的収入及び支出の予定額ですが、収入は無く、支出のみとなっております。支出の建設改良費につきましては、浄水場の設備整備工事を行い、企業債償還金と合わせて、支出合計は 1,947 万 4,000 円を計上しております。収入が無いことから支出全額が差引不足額となり、この補填は損益勘定留保資金等に加え、減債積立金を 1,418 万 5,000 円取り崩して対応する予定としております。なお、詳細につきましては、副局長から説明させますので、よろしく申し上げます。

伊藤水道局副局長兼総務課長 それでは、管理者の概要説明に続いて、予算書 31 ページから御説明します。第 5 条予算は、支出費目の流用可能項目、第 6 条予算は、職員給与費等の流用禁止経費となっており、第 7 条予算は、一般会計からの繰入金となっております。これらは予算書への記載

が法定で義務づけられているものです。それでは、予算の内容について、水道事業会計と同じ手順で御説明させていただきます。まず、収益的収支につきましては、予算書48ページ、A4資料は2ページを御覧ください。まず、予算書の収入の部ですが、収益的収入の合計は、2億8,536万4,000円となり、前年度当初予算との比較で61万2,000円の増となっております。詳細について御説明します。増減の内訳につきましては、まず、給水収益が76万9,000円の増となっておりますが、先ほど管理者から説明がありましたように、令和5年度はうるう年であることから、この1日分の契約水量が給水収益の増となっております。このほか、他会計負担金において、支給対象児童数の減少により、児童手当の繰入額が減少しております。続きまして、支出の部ですが、A4の資料を御覧ください。まず、資料の支出欄に記載してありますとおり、収益的支出の合計は、2億7,049万6,000円となり、前年度当初予算との比較で2,017万円の増額となっております。詳細について御説明します。「人件費」をはじめ「負担金」、「修繕費」など多くの費目で減額となりましたが、電気料金の上昇に伴い「動力費」予算を大幅に増額したことにより、支出総額として大幅な増額となっております。なお、「人件費」につきましては、上水との会計間異動により工水会計支弁職員の平均年齢が下がったことなどにより減となっております。人件費の詳細につきましては、予算書37ページ以降の給与費明細書をお読み取りください。次に「負担金」につきましては、県企業局が行うダム関連工事の事業費が減少したことにより、その負担金が減っており、「修繕費」につきましては、高天原浄水場におけるポンプ等機器類に関する予定修繕が皆減となったことで減額となっております。続きまして、資本的収支に移ります。予算書最後のページ、51ページを御覧ください。資本的収入は、先ほども申しあげましたとおり予定はありません。資本的支出につきましては、支出総額が1,947万4,000円となり、前年度当初予算との比較で2,045万5,000円の減額となっております。明細について御説明します。建設改良費の浄水場施設費として、高天原浄水場における濁度計設置工事を

予定しております。償還金につきましては、前年度においては借入れもなく、さらに償還が終了した企債分が減額となっています。A4資料の下段、「2 資本的収入及び支出」の表を御覧ください。令和5年度の資本的収支不足額は、収入が無く、支出のみとなっていることから、支出総額の1,947万4,000円となります。この不足額に対する補填財源は、表の下に記載のとおり、損益勘定留保資金、減債積立金等で対応しております。次に、予算書45ページ、予定損益計算書の下から4行目、税処理後の単年度純利益は1,556万9,000円を予定しています。A4資料の中ほどに、前年度当初予算との純利益見込額の比較を掲載しておりますが、1,798万2,000円の減となっております、電気料金上昇による動力費増額の影響が顕著に表れる形となっております。予算書を1ページおめくりいただき、46、47ページの予定貸借対照表を御覧ください。47ページ資本の部、7項(2)の利益剰余金合計額は8億4,168万円となっておりますが、この金額につきましては、通常、一部若しくは全部が非現金扱いとなる「前年度繰越利益剰余金」や「その他未処分利益剰余金変動額」が含まれており、非現金分を差し引くことで内部留保資金を求めていました。しかし、今回につきましては、すべて現金の裏づけを持っており、利益剰余金合計額全てが内部留保資金となっております。これは、未使用の損益勘定留保資金と非現金分を相殺した結果であり、さらに、相殺してもなお未使用の損益勘定留保資金が173万7,000円あることから、先ほどの利益剰余金の合計額8億4,168万円と合計した額が内部留保資金の総額となります。その合計額は8億4,341万7,000円となり、令和4年度決算見込みから2,060万8,000円の増加となっております。ここで予算書36ページ、予定キャッシュフロー計算書を御覧ください。下から3行目のとおり、令和5年度末における資金の増減額は、476万2,000円のプラスとなっております。ただし、これには未払金、引当金等の増減が加味されておりますので、これらを除けば、一年間の事業活動を通じて、実質的には2,060万8,000円の資金増加となる予定です。この額が、先ほど申し上げました内部留保資金の増加額と

一致しております。最後に、期末企業債残高については、A4資料一番下に記載しております。工業用水道事業においては、平成19年度以降借入を行わず、償還のみを行っていることから、順調に減少し、期末残高は5,892万6,000円となっており、新規の借り入れが生じなければ令和16年度に完済となる予定となっております。以上が、令和5年度の工業用水道事業会計予算の説明となります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりました。審査に入りたいと思います。予算書30、31ページです。

森山喜久委員 給水事業者数が3者ということですが、あくまで、契約は1年間ごとの更新ですか。

伊藤水道局副局長兼総務課長 委員のおっしゃるとおりです。1年契約ということで、令和5年度の日量については昨年度と同量となります。

森山喜久委員 年度初めにそれぞれ契約書を交わすんですか。

伊藤水道局副局長兼総務課長 おっしゃるとおりです。

藤岡修美委員長 森山委員は、多分西部石油を気にされてのことですね。よろしいですか。30、31ページは。

中島好人委員 西部石油との関係は、ずっと契約を更新できるようになっているんですか。

伊藤水道局副局長兼総務課長 令和5年度につきましては、昨年度と同様の同量で契約を一応するようになっております。

藤岡修美委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、34ページ、実施計画の収益的収入及び支出の収入及び支出の項目はいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）35ページの、収入、資本的収入及び支出の収入及び支出はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）36ページ、予定キャッシュフロー計算書。（「なし」と呼ぶ者あり）37、38、39ページの給与費明細書はいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）41ページ、予定損益計算書はいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）42ページ、予定貸借対照表、資産の部です。（「なし」と呼ぶ者あり）43ページ、負債の部、資本の部はいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）45ページ予定損益計算書は。（「なし」と呼ぶ者あり）46ページ、予定貸借対照表、資産の部です。

中村博行委員 先ほど、企業債の残が5,892万6,000円で、内部留保資金もかなりあるということで、令和16年度の完済を見込んでおられるということでした。この前倒しとか、返済の変更とかというお考えはありますか。

伊藤水道局副局長兼総務課長 前倒す場合には、利息分を合わせて、全部払わないといけないというルールがありますので、基本的には完済の時期まできっちり払っていくように考えております。

藤岡修美委員長 47ページ、負債の部と資本の部。（「なし」と呼ぶ者あり）48ページ、49ページ、収益的収支明細書の収入、それから支出、50ページまで行きましょうか。

中村博行委員 先ほど中島委員からありましたけど、西部石油の今後の見通しは、既にお話があるんですか。

伊藤水道局副局長兼総務課長 令和5年度までは、水量的に前年度までと一緒というところが決まっております。ただ、令和5年度末、つまり来年の

3月31日をもって石油精製機能を停止することになっております。それまでに西部石油、工業用水は山口県企業局にも送っておりますので、それとうちとの3者で協議をしていくとなっておりますが、詳細についてはまだ何も決まっております。

藤岡修美委員長 先ほど説明があったんですけど、動力費の値上げです。かなり電気料の値上げがあるんですけど、根拠がしっかりありますか。

伊藤水道局副局長兼総務課長 動力費につきましては、上水と同じ考え方で算出した額と御理解いただければと思います。

中村博行委員 50ページの用地管理費で、水源涵養林^{かんよう}の草刈りが上水のほうには計上されて、増えているというか、工水のほうではかなり減った形になっているんですけど、この辺の説明をお願いします。

渡邊水道局総務課主査兼総務班長 上水、工水ともに用地管理費につきましては、水源涵養林^{かんよう}の橋の補修を前年度、それぞれ22万円ずつ見込んでいたんですけども、それが令和5年度には減となります。一方、上水のほうが増となっておりますのが、上水道用地に関しての不陸整正を一部行うところがありまして、その分を増額させていただいております。

藤岡修美委員長 ほかにはありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）51ページ、資本的収支明細書。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、資料も含めて総合的に何かあれば。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、質疑なしということで、質疑を終わります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、討論を終わります。これより、議案第17号令和5年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算について、採決します。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成により、本件は可決すべきものと決しました。ここで、職員入替えのため、10分休憩で、35分から再開します。

午後2時23分 休憩

午後2時35分 再開

藤岡修美委員長 それでは委員会を再開いたします。議案第18号令和5年度山陽小野田市下水道事業会計予算について、午前中に執行部から説明を受けましたが、泉本課長より訂正の発言があります。

泉本下水道課長 午前中に私が説明しました27ページをお開きいただきたいんですが、説明に誤りがありましたので、訂正させていただきたいといます。1項企業債、1目企業債について、前年度から1億1,370万円の減額と申し上げておりましたが、増額の間違いでした。訂正しておわび申し上げます。どうもすみませんでした。

藤岡修美委員長 それでは、審査に入りたいと思います。予算書のページを追っていきます。1ページ、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）2ページ、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、4ページ、予算実施計画の収益的収入について、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）5ページ、収益的支出についてよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）6ページ、資本的収入及び支出について、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）7ページ、予定キャッシュフロー計算書について、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）8ページ、9ページ、10ページ、給与費明細書はいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）11ページ、債務負担行為に関する調書です。（「なし」と呼ぶ者あり）12ページ、予定貸借対照表、資産の部。（「なし」と呼ぶ者あり）13ページ、同じく負債の部と資本の部。（「なし」と呼ぶ者

あり) 14 ページ、予定損益計算書。(「なし」と呼ぶ者あり) いいですか。16 ページ、予定貸借対照表、資産の部。(「なし」と呼ぶ者あり) 同じく負債の部、資本の部。(「なし」と呼ぶ者あり) 18 ページ、予定損益計算書。(「なし」と呼ぶ者あり) 22 ページ、明細書の収益的収入及び支出。具体的な節までの金額が出ております。下水道使用料で、上の郷地区を取り入れるから324万8,000円となるようですが、何世帯あるんですか。

泉本下水道課長 今のところ166世帯の予定ですが、最終的には精査することとなります。

藤岡修美委員長 これは当然受益者負担金も入ってくる形ですか。

泉本下水道課長 そのとおりです。

藤岡修美委員長 収入、よろしいですか。

森山喜久委員 2、営業外収益の2の他会計負担金が基準内繰入れですか。

中村下水道課主査兼管理係長 おっしゃるとおり、他会計負担金は基準内の繰入金です。

森山喜久委員 他会計の補助金が基準外ということですよ。

中村下水道課主査兼管理係長 はい、そのとおりです。

森山喜久委員 確認ですが、他会計の負担金、基準内のほうが2,600万円から増えているじゃないですか。やはり計算上こういうふうが増えていくということですよ。

中村下水道課主査兼管理係長 基準内繰出しは様々あるんですけども、主には人件費が多少増えているのと、動力費と維持管理費が多少増えているというところが影響しているのかと思っております。

恒松恵子委員 営業外収益の6の消費税及び地方消費税還付金が本年度増額したのは、一般的に工事等で支払が増えて、消費税を払ったから還付が来るという解釈でいいですか。

中村下水道課主査兼管理係長 おっしゃるとおりです。建設改良費に関する、要は課税の支払金額が増えているからです。御覧のとおり、下水道事業費用ということで、先ほども少し申しましたけど、動力費等が増えておりますので、その分課税の支出が増えていることが影響していると考えております。

藤岡修美委員長 22ページで、ほかありませんか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは23ページです。

森山喜久委員 賃借料の土地借上料8万7,000円の説明をお願いします。

泉本下水道課長 これは、柚尻と平原の県営住宅、それから、小野田駅構内に下水道管を借りておりまして、その賃借料が計上されております。例年、計上しております。

藤岡修美委員長 来年度、不明水調査委託料を計上されていますけども、具体的な場所は決められていますか。

泉本下水道課長 これにつきましては、一応、高千帆処理区全域を考えております。高千帆処理区は不明水が余りにも多いものですから。それから、先ほど申し上げました上の郷などは、団地の古い管を下水につないでおり、そういうところの不明水もあるだろうということで、取りあえず全

域を調べて、それから絞っていかうかなと思っております。

藤岡修美委員長 ほかほよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）24ページです。

森山喜久委員 動力費のところ、対前年度で言えば、先ほどちょっと水道の中では180%ぐらい増えているって言い方されたんですけど、実際、下水でも似たようなぐらいですかね。

泉本下水道課長 動力費は、ここだけではありませんで、全体的なもので申し上げます。全て足し算して割り戻すと1.9倍程度で計上しております。

森山喜久委員 ポンプ場の電気料等となっているんですけど、電気料とA重油か何かのでしたか。

泉本下水道課長 はい、そのとおりです。

中村博行委員 23ページの賃借料の公用車リース料、それから25ページ上のほうの賃借料、リース、それぞれ1台ぐらいだと思うんですが、説明をお願いします。

泉本下水道課長 リースにつきましては、本庁で2台、処理場で2台、計4台をリースしております。

藤岡修美委員長 25ページも含めてどうぞ。

森山喜久委員 24ページの下段の委託料、施設等維持管理委託料の説明をお願いします。

泉本下水道課長 施設利用の維持管理委託料で、まず、公共につきましては、

小野田は日本管財、山陽はフジ操業に委託しており、その管理委託料となっております。それから、農集につきましては、仁保の上と福田に処理場を持っており、公衛社と山陽清掃社にそれぞれ委託しております。

森山喜久委員 それぞれ365日、24時間ということでもいいんですかね。

泉本下水道課長 委員のおっしゃるとおりです。

森山喜久委員 25ページの一番上、汚泥処理手数料等の説明をお願いします。

泉本下水道課長 これは各下水処理場で出ます下水の汚泥をごみ処理センターに持って行って、環境課に支払っているものです。

藤岡修美委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）26ページです。

中村博行委員 一番下の印刷製本費のマンホールカードの状況はどうですか。

泉本下水道課長 マンホールカードにつきましては、令和3年度は890枚配布しておるんですけど、本年度も同数程度、約800枚程度を配付しております。令和3年度は数が確定しております、県内が355枚、県外が474枚という内訳になっております。以上です。

中村博行委員 引き手があるというか、ちょっと驚いたところもありますけども、今のデザインをまた違う形でできないか。広島県では広島カープのカードをやっているの、レノファを入れたらどうかという感じがしましたんで、そういった変更は簡単にできるものなのですか。

泉本下水道課長 今作ってもらっているデザインマンホールについては、メーカーから「意匠権に関係なくデザインを使っていいよ」と言われておりますが、本来は意匠権等があると思いますので、研究させていただこ

うと思います。

藤岡修美委員長 ほかに、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）26ページはいいですか。27ページ、資本的収入及び支出の収入。（「なし」と呼ぶ者あり）28、29ページ、同じく支出です。委託料で、し尿受入施設整備基本設計業務3,100万円っていう結構大きな金額が計上されていますけども、この説明をお願いします。

泉本下水道課長 し尿処理施設につきましては、現在、環境課の所管でし尿処理をしていますが、この老朽化に当たって、し尿の受入施設を下水道施設として造ろうというものであります。まず、基本設計が必要ということで、来年度から、し尿の受入施設整備基本設計業務を下水道課で計画しております。まずこれでし尿をどういうふうに入れられるかという基本設計をしようと思っております。

藤岡修美委員長 それは、現在、今し尿処理場に来ているのを、下水処理場で直接受けるという話ですか。

泉本下水道課長 委員長がおっしゃるとおり、下水道施設で受け入れる計画であります。

藤岡修美委員長 農業集落排水建設費で、処理場整備工事が1,500万円計上されていますけれども、場所はどちらになるんですか。

泉本下水道課長 これは仁保の上と福田の両処理場になります。

藤岡修美委員長 これは具体的にもう工事の中身が決まっているんですか。

泉本下水道課長 これは、本年度に詳細設計の業務委託をしておりますので、来年度工事に入るようにしてあります。

藤岡修美委員長 ほかは、よろしいですか。資料も含めて、総括的にでもいいです。

中島好人委員 公共下水事業における普及率や整備範囲の計画はあるんですか。

泉本下水道課長 公共下水道につきましては、全体区域、整備区域は縮めているんですが、令和8年度までに概成を目指しております。下水道課としましては、令和8年度までに95%まで整備率を上げるための計画は立てております。

中島好人委員 資料2の分ですよ。令和4年度と5年度、山陽地区、小野田地区とあるわけですが、令和5年度の計画としては1%も行かない状況になっていますよね。1%というのは、さっき言われた計画に照らして、どういう判断をされているのか。

泉本下水道課長 この1%に満たないということは、行政人口から出したもので、1%でも6,000人程度になろうかと思えます。目指しておりますのは、全体計画区域、つまり下水公共下水道でやりますよという区域の中の整備率を上げるものでありますので、ここで今1%に満たないものであっても、整備率としては、令和8年度までに95%になる計画でおります。

藤岡修美委員長 資料3の中で、工事の施工箇所として、20番に高千帆地区雨水ポンプ場整備基本設計業務委託が挙がっていました。具体的に説明してください。

泉本下水道課長 高千帆地区雨水ポンプ場整備基本設計というのは、沖中川排水区にあって、日の出地区が浸水被害等を受けているということで、その水をJR山陽本線上流で水を吐かせてしまうという計画になっており

ます。ポンプ場の位置としては、この位置が最適であるという検討結果が出ましたので、来年度以降はこの排水機場の設置に向けて、まず基本設計を行います。その後、詳細設計をして、工事に入っていこうと考えております。

藤岡修美委員長 関連で、21番に公共下水道事業計画変更業務委託が挙がっていますけど、これも関連したものでですか。

泉本下水道課長 これも関連するものでして、都市計画決定が必要な施設となりますので、業務において都市計画決定をしようとするものであります。

藤岡修美委員長 ほかにはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、以上で質疑を終わります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、これより議案第18号令和5年度山陽小野田市下水道事業会計予算について、採決を行います。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成により、本件は可決すべきものと決しました。ここで職員入替えのため、10分休憩して、3時10分から再開します。

午後2時59分 休憩

午後3時10分 再開

藤岡修美委員長 それでは委員会を再開します。議案第26号山陽小野田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、審査します。議案についての執行部の説明を求めます。

臼井建築住宅課長 それでは、山陽小野田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、御説明します。今回の改正は、山口県からの通知「県営住宅における入居要件等の見直しについて」を受け、その通知の趣旨を踏まえ、市営住宅の入居要件等の見直し及び所要の改正を行うものです。改正の内容としましては、次の二つとなっております。一つ目は、入居資格における同居親族の規定について、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童を対象に加える見直しです。これにつきましては、国において、家族の在り方の多様化等を背景に、里親に委託されている児童の入居を認める制度改正が行われ、県においても関係条例の改正が行われたことから、本市においても条例の見直しを行おうとするものです。二つ目は、入居の選考における優先枠対象者に係る規定の修正です。こちらにつきましては、県条例の表記と比較して市条例の表記が不明瞭となっているため、優先枠対象者を明確化するとともに、事情により、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律による保護等を受けられない被害者について、その居住の安定を図るため、優先枠対象者とするものです。説明は以上です。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりました。ここで委員の質疑を求めます。

矢田松夫委員 今、募集要項の中に「単身」とありますが、これが変わるんですか。選考基準の中に「単身」という文字はないんですよね。これが新たに加わるという理解でいいんですか。

臼井建築住宅課長 現在も60歳以上であれば単身での入居を認めていますし、こうした優先枠対象者と今回なる方についても単身での入居が可能です。しかし、今後、単身枠については研究していく必要があると思っています。御夫婦、御家族で入られた方も、子供の成長とともに子供が出ていかれて、配偶者の一方がお亡くなりになって、事実上単身という世帯もあります。とりわけ高齢者の方の取扱いをどう考えるのか、あるいは

高齢になる手前の50歳台、こういった収入が安定しているときに、公営住宅に入りたいという御希望を持っている方もいらっしゃると思いますので、今後、その枠については、拡大する方向で検討に入りたいと考えております。

中村博行委員 変更によってこうなるんですが、現在こういう状況にあると思われる方を執行部で何件か把握されていますか。

臼井建築住宅課長 現在のところ、こういった要件に該当する方の入居の希望は、実績としてもありません。

中島好人委員 この条例の改正は、県の条例改正と併せて同様のものということで提案されているわけですが、この条例を改正する際、市独自の改正ができるんですか。

臼井建築住宅課長 市の独自の改正は可能です。地域主権改革一括法を踏まえて、公営住宅法によらず市条例によって要件を定めることが可能になっておりますので、独自で改正することは可能なんですけど、保有するストックの状況等、あるいは現在の入居率、あるいは希望者の数、将来必要な住宅に困窮する者の推計とかを加味しながら考えていく必要があると考えています。

中島好人委員 先ほど、緩和して入居に配慮したいというようなことがありましたんで、是非若い人も、何とか入れるようにして、地域の活性化のほうに道を広げていくことが非常に大事なことだろうと思います。また、同時に、ジェンダー平等の流れの中で、宇部市はパートナーシップというものを認めている中で、そういう性の問題についても、入居を認めていくなど、拡大されてきていますんで、今の状況に合った方向で、是非、入居の条件を緩和して、拡大していくっていうか——もう公営住宅がいっぱいで大変という状況でもないわけですから、その辺のところは、是

非緩和して進めていただきたいなど。これは要望になります。もし返答があればお願いします。

臼井建築住宅課長 パートナーシップ制度を持っている自治体が全国で1割を超えるという報道は耳にし、目にしております。これは、市営住宅の入居の要件にとどまらない、市として全体の姿勢も一つあろうかと思えますし、国において、いわゆるLGBT法案が議論されて、平成28年ですか、法案が出て、結局まとまらなかった。その後ずっと国において議論されている。そういった推移を見ながら、市営住宅の要件として検討していきたいと考えます。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で質疑を終わります。討論はありますか。討論を終わります。これより、議案第26号山陽小野田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について採決します。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成により、本件は可決すべきものと決しました。

（執行部退室）

藤岡修美委員長 それでは、審査内容8番の閉会中の継続調査事項につきまして、お手元に配付されておりますが、その中身でよろしいでしょうか。

恒松恵子委員 前回、鳥獣被害に関することを入れたような気がしますが、今回入っていないと思われ。是非入れたほうがいいかと思えます。（発言する者あり）

藤岡修美委員長 林業に含まれるということで、このままの中身で行きたいと

と思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、閉会中の継続調査事項については、このとおりと決定したいと思います。以上で産業建設常任委員会を終わります。

午後 3 時 2 2 分 散会

令和 5 年（2023 年）3 月 1 4 日

産業建設常任委員長 藤 岡 修 美